

横浜市歴史的風致維持向上計画
(素案)

令和〇年〇月認定

横浜市

目次

序章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 計画の策定体制	2
4. 計画策定の経緯	3
1章 横浜市の歴史的風致形成の背景	5
1. 自然的環境	5
(1) 位置	5
(2) 地形・地質	6
(3) 水系・緑環境	8
(4) 気象	9
2. 社会的環境	10
(1) 市域の変遷	10
(2) 土地利用	14
(3) 人口動態	15
(4) 交通機関	16
(5) 産業	18
(6) 観光	19
3. 歴史的環境	20
(1) 歴史	20
(2) 歴史資産	29
(3) 横浜の歴史に関わりのある主な人物	34
4. 文化財等の分布状況	36
(1) 横浜市の文化財等の状況	36
(2) 横浜市の文化財等の特徴	37
(3) 国指定等文化財	38
(4) 県指定等文化財	40
(5) 市指定等文化財	41
(6) 主な未指定文化財（市認定歴史的建造物）	42
(7) 特産品・工芸品・料理等	44
2章 歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針	47
1. 歴史を生かしたまちづくりの経緯	47
2. 歴史を生かしたまちづくりの課題	53
3. 歴史を生かしたまちづくりの理念と方針	54
4. 各方針に基づく施策	57

3章 維持向上すべき歴史的風致	59
1. 横浜市における歴史的風致の考え方	59
2. 歴史的風致の分布状況	60
3. 維持向上すべき歴史的風致	61
(1) 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致	61
(2) 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致	87
(3) 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致	101
4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	115
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	115
(1) 歴史文化にかかる情報公開や接点の不足	115
(2) 増加する歴史的建造物候補への対応	115
(3) 歴史資産の維持・継承に係る負担への対応	115
(4) 歴史資産の活用に係るハードルとまちづくりとの連携	115
2. 既存計画（上位・関連計画）	116
(1) 横浜市基本構想（長期ビジョン）.....	117
(2) 横浜市中期計画 2022～2025	119
(3) 横浜市都市計画マスタープラン	123
(4) 横浜市景観計画	125
(5) 横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン	128
(6) 横浜市文化財保存活用地域計画	131
(7) 横浜市水と緑の基本計画	134
(8) 横浜市観光・MICE 戦略	141
(9) 第4期横浜市教育振興基本計画	142
(10) 横浜市防災計画	145
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	146
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	147
5章 重点区域の位置及び区域	149
1. 重点区域設定の考え方	149
2. 重点区域の位置及び範囲	152
(1) 関内区域	152
(2) 山手区域	154
(3) みなとみらい21区域	156
(4) 三溪園周辺区域	158
3. 重点区域の設定の効果	160
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	161
(1) 都市計画	161
(2) 横浜市都市計画マスタープラン	164

(3) 横浜市景観計画	166
(4) 屋外広告物条例	170
6章 文化財の保存又は活用に関する事項	171
1. 横浜市全体に関する事項	171
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針	171
(2) 文化財の修理・整備に関する方針	171
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	171
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針	172
(5) 文化財の防災に関する方針	172
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	172
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針	173
(8) 文化財保存・活用の体制と今後の方針	173
(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針	173
2. 重点区域に関する事項	176
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	176
(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画	176
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	177
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	178
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画	178
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	178
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画	179
(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画	179
7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	181
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	181
2. 事業	182
8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	213
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	213
2. 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準	213
3. 歴史的風致形成建造物	214
4. 歴史的風致形成建造物の指定候補	221
9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	223
1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方	223
2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針	223
3. 届出不要の行為	224

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

横浜には、開港を物語る明治から昭和初期にかけて建てられた近代建築、中世の鎌倉文化や近世の宿場や農村の姿を伝える民家や社寺などの歴史資産が豊富にある。これらの歴史資産は、横浜の都市の系譜や歴史的背景を物語り、都市の景観や街の風景、環境を創るうえで重要な役割を持っている。それらの歴史資産とともにある人々の営みや活動、地域で守り伝えてきた祭事などは、都市の魅力や個性を形成するうえで欠かすことのできないものである。これらを活かし歴史の奥行きと深みのあるまちづくりを推進することは、市民生活に潤いとゆとりを生み地域への愛情を育むと共に都市全体の活力向上に結びつく大切な取り組みである。

横浜市では上記の考え方を基に、「歴史資産」を文化財的な価値だけではなく都市の魅力や個性を形成する重要な存在としてとらえ、歴史資産の保全活用を核とした歴史を生かしたまちづくりを進めてきた。しかし、昭和63年(1988)の「歴史を生かしたまちづくり要綱」と「横浜市文化財保護条例」の施行から38年が経過し、社会環境の変化によって、歴史資産の所有者負担の増加、活動の担い手や支援策の不足、まちづくりへの展開の不足など、課題が顕在化してきている。

このような状況を踏まえ、歴史資産を適切に保全活用し地域の個性・魅力の核としていく取組を促進すると共に、歴史に触れるきっかけを創出していくことで、歴史的風致の維持向上を通じて横浜らしい豊かさを感じられるまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下「歴史まちづくり法」)」に基づき、「横浜市歴史的風致維持向上計画」を策定することとした。

本計画を策定することにより、歴史を生かしたまちづくりに関する理念や方針をさまざまな主体と共有しながら、協働した取組を促進するとともに、その取組に資する歴史的風致を維持向上させる事業を推進していくものである。

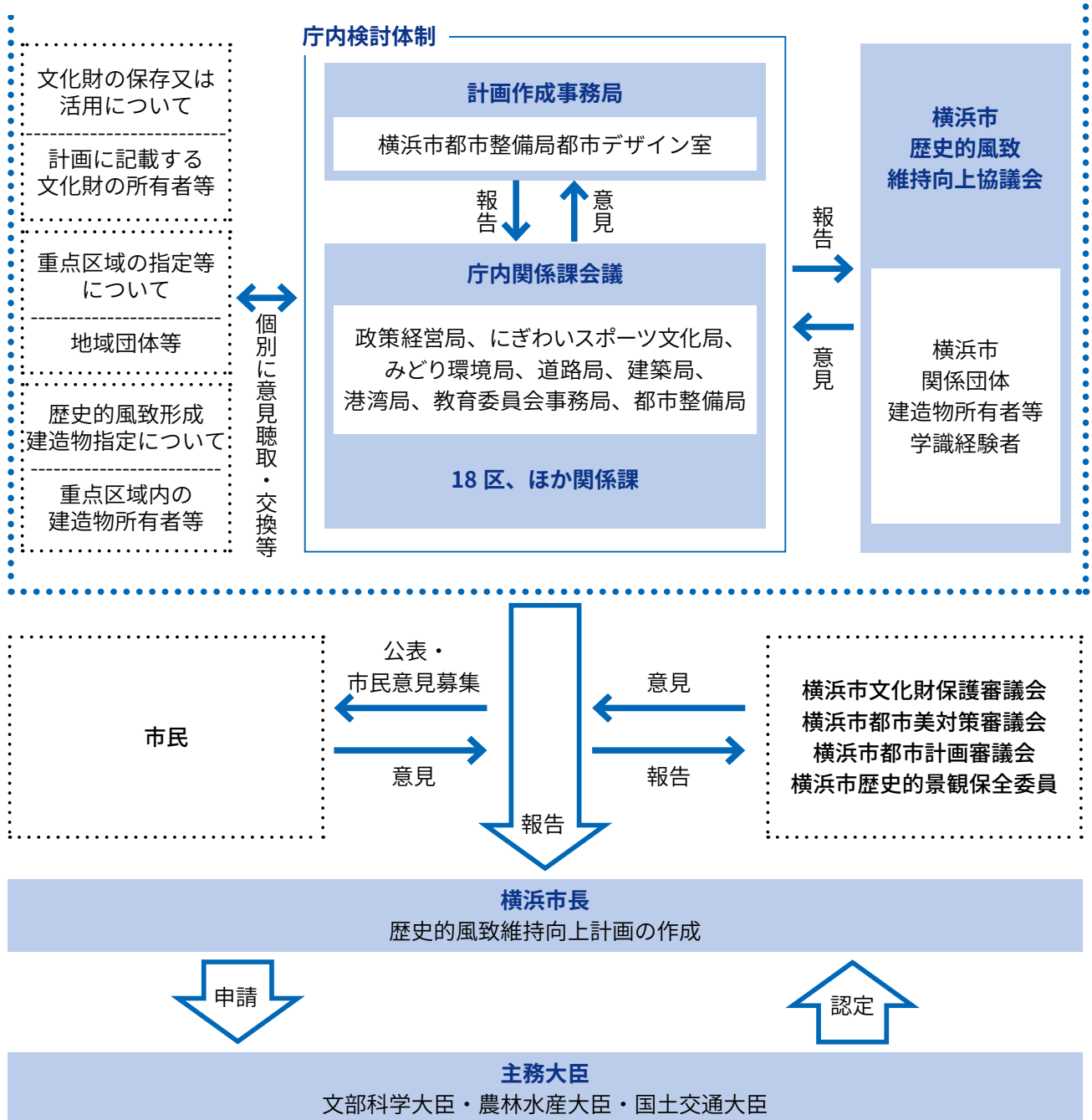
2. 計画期間

本計画は、令和7年度（2025）から令和16年度（2034）までの10年間を計画期間とする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、歴史まちづくり法の規定に基づく法定協議会である「横浜市歴史的風致維持向上協議会」を設置し、計画内容について協議・検討を行った。また、都市景観に関する審議を行う「横浜市都市美対策審議会」や文化財の保存及び活用の審議を行う「横浜市文化財保護審議会」等の計画策定に関連する審議会に検討状況等の報告を行った。

横浜市歴史的風致維持向上計画作成体制



横浜市歴史的風致維持向上協議会委員名簿（令和5年12月20日から令和8年3月31日まで）

区分	氏名	所属
関係団体	今富 雄一郎	公益財団法人三溪園保勝会 業務執行理事兼副園長
	白川 葉子	特定非営利活動法人横浜山手アーカイブス 理事
	原 信造	山下公園通り会 会長
学識経験者	後藤 治	学校法人工学院大学 理事長
	鈴木 信治	横浜市立大学教授
横浜市	教育委員会事務局生涯学習文化財課長	
	にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興部観光振興・DMO地域連携課長	
	みどり環境局戦略企画課担当課長	
	都市整備局都市デザイン室長（事務局）	

※令和6年（2024）4月1日時点、敬称略、各区分五十音順

4. 計画策定の経緯

年月	会議等
令和5年12月	第1回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
令和6年3月	第2回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
令和6年4月	横浜市都市美対策審議会（報告）
令和6年5月	第3回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
	横浜市文化財保護審議会（報告）
	横浜市都市計画審議会（報告）
令和6年7月	市民意見募集（パブリックコメント）
令和6年9月	第4回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
令和7年1月	横浜市歴史的風致維持向上計画の認定申請
令和7年3月	横浜市歴史的風致維持向上計画の認定

1章 横浜市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

(1) 位置

横浜市は、神奈川県の一部に位置し、東は東京湾、北は川崎市、西は町田市（東京都）・大和市・藤沢市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接している。横浜市の中心部から東京都心部までは、約30キロメートルである。我が国を代表する国際貿易港である横浜港を基盤として、首都圏の中核都市としての役割を担っている。総面積は、約435平方キロメートルで、これは東京23区の約7割にあたる。



横浜市の位置



横浜市の市域

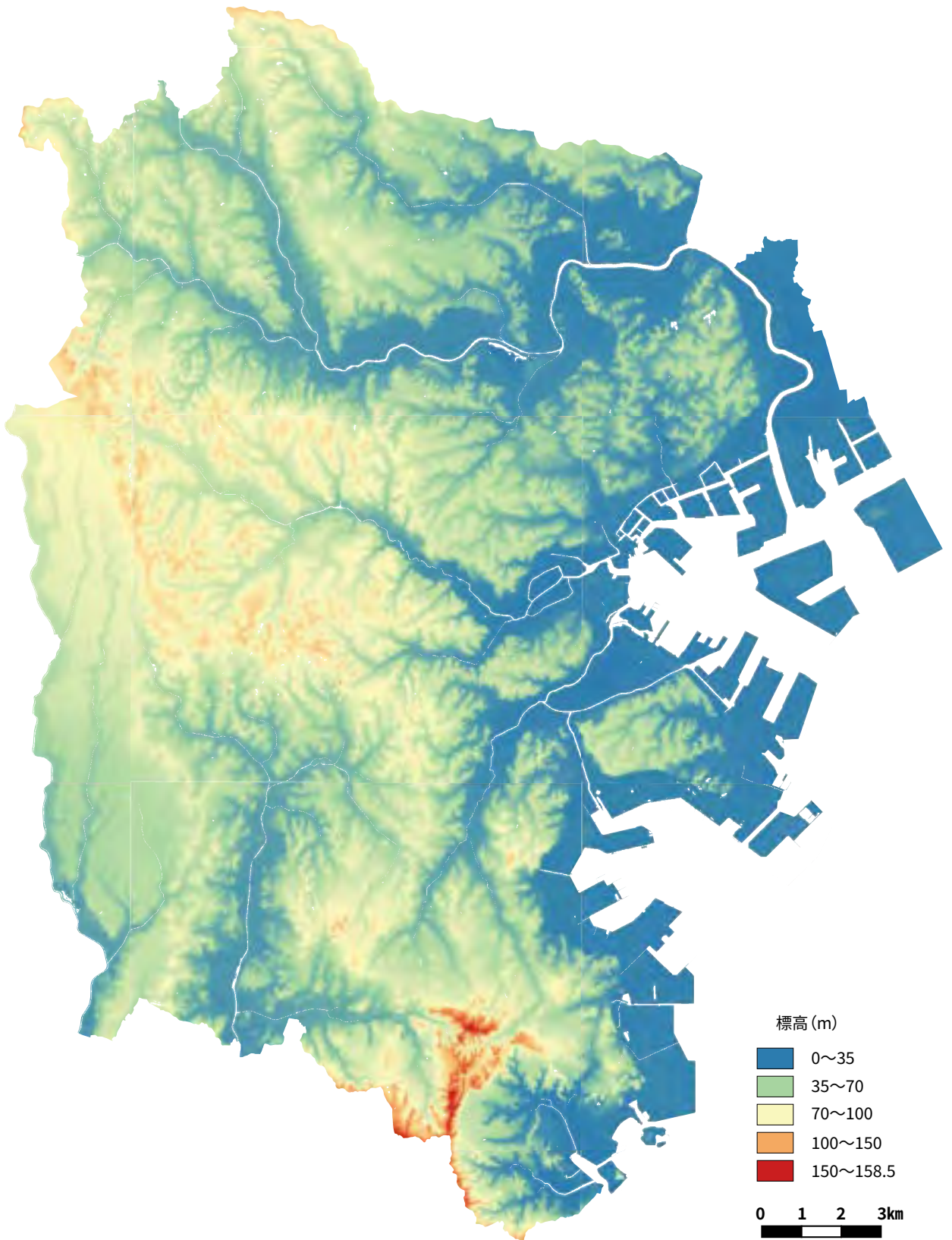
(2) 地形・地質

横浜市は約 377 万市民を擁する大都市でありながら、市民生活の身近な場所に樹林地や農地、公園、せせらぎ、水辺など、変化に富んだ豊かな水・緑環境を有している。

横浜市の地形は、東部を下末吉台地、中央部を多摩・三浦丘陵が縦断し、西部は相模原台地により形成されている。また、鶴見川、境川、柏尾川といった複数の都市を流れる河川や、多摩・三浦丘陵の丘の緑などによって、広域的にも連続した水・緑環境を有している。



横浜市周辺の地形
(横浜市水と緑の基本計画 (平成 28 年 6 月改訂版) より)



横浜市の地形
(基盤地図情報数値標高データより作成)

(3) 水系・緑環境

横浜市内には多くの河川があり、鶴見川、帷子川、入江川、滝の川、大岡川、宮川、侍従川が東京湾に注ぎ、柏尾川を支川に持つ境川が相模湾に注いでいる。

この中で鶴見川流域と境川流域（柏尾川流域を含む）を除く、4つの流域（帷子川流域、入江川・滝の川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域）と直接海域に注ぐ小流域の集まりは、横浜市内で完結した流域となっている。また、河川にはたくさんの水路が注いでおり、これらの河川や水路が住宅域の奥深くまで入り込み、水路－河川－海域とつながり市民が身近に感じることができる水の軸となっている。

河川の源流・上流域から中流域にかけては、まとまりのある樹林地、農地があるこどもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、下和泉・東俣野・深谷周辺地区といった地区があり、これらを「緑の10拠点」としている。

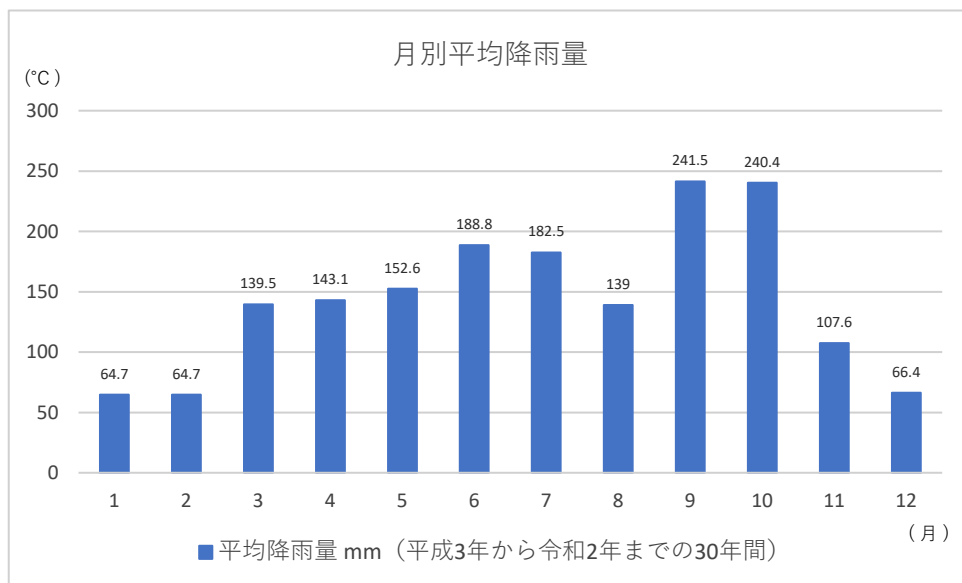
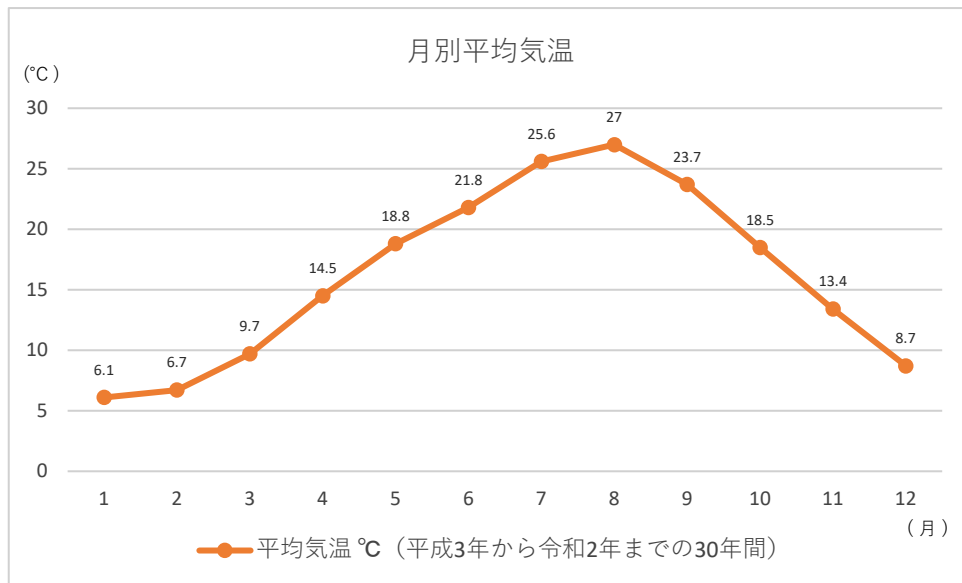


主な河川と特徴ある緑
 (横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改訂版)より)

(4) 気象

横浜市は、日本列島の太平洋岸に位置し、比較的穏やかな気候である。横浜市の近年 30 年間（平成 3 年（1991）から令和 2 年（2020）まで）の年平均気温は 16.2℃、年間平均降雨量は 1730.8mm となっている。

春から秋にかけては穏やかな気候、夏は高温多湿、冬は、乾燥し寒くなるが、雪が降ることは稀である。



2.社会的環境

(1) 市域の変遷

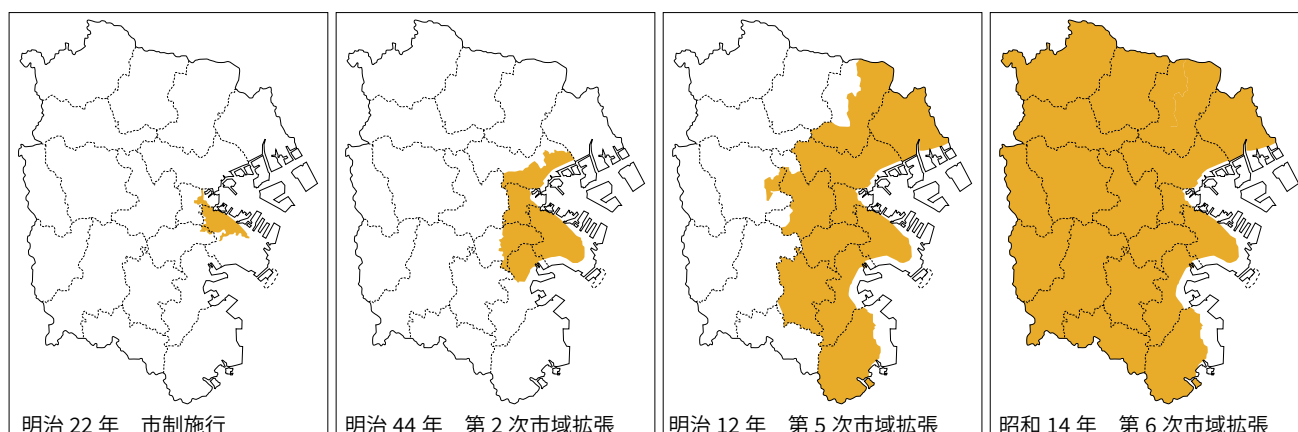
横浜市は、明治22年(1889)4月1日に市制を施行して誕生した。その市域は現在の中区のうち、本牧、根岸を除いた狭い区域であり、面積は5.4km²で人口は約12万人であった。

明治34年(1901)に第一次市域拡張を行い、久良岐郡戸太町、本牧村、中村、根岸村、橘樹郡神奈川町、保土ヶ谷町の一部を合併し、明治44年(1911)に第二次市域拡張を行い橘樹郡保土ヶ谷町の一部、子安村の一部、久良岐郡屏風浦村の一部、大岡川村の一部を合併し、昭和2年(1927)4月1日に第三次市域拡張を行い、橘樹郡鶴見町、旭村、大綱村、城郷村、保土ヶ谷町、西谷村、久良岐軍大岡川村、日下村、屏風浦村を合併した。同年10月1日に区制を施行し、鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区の5区を設置した。

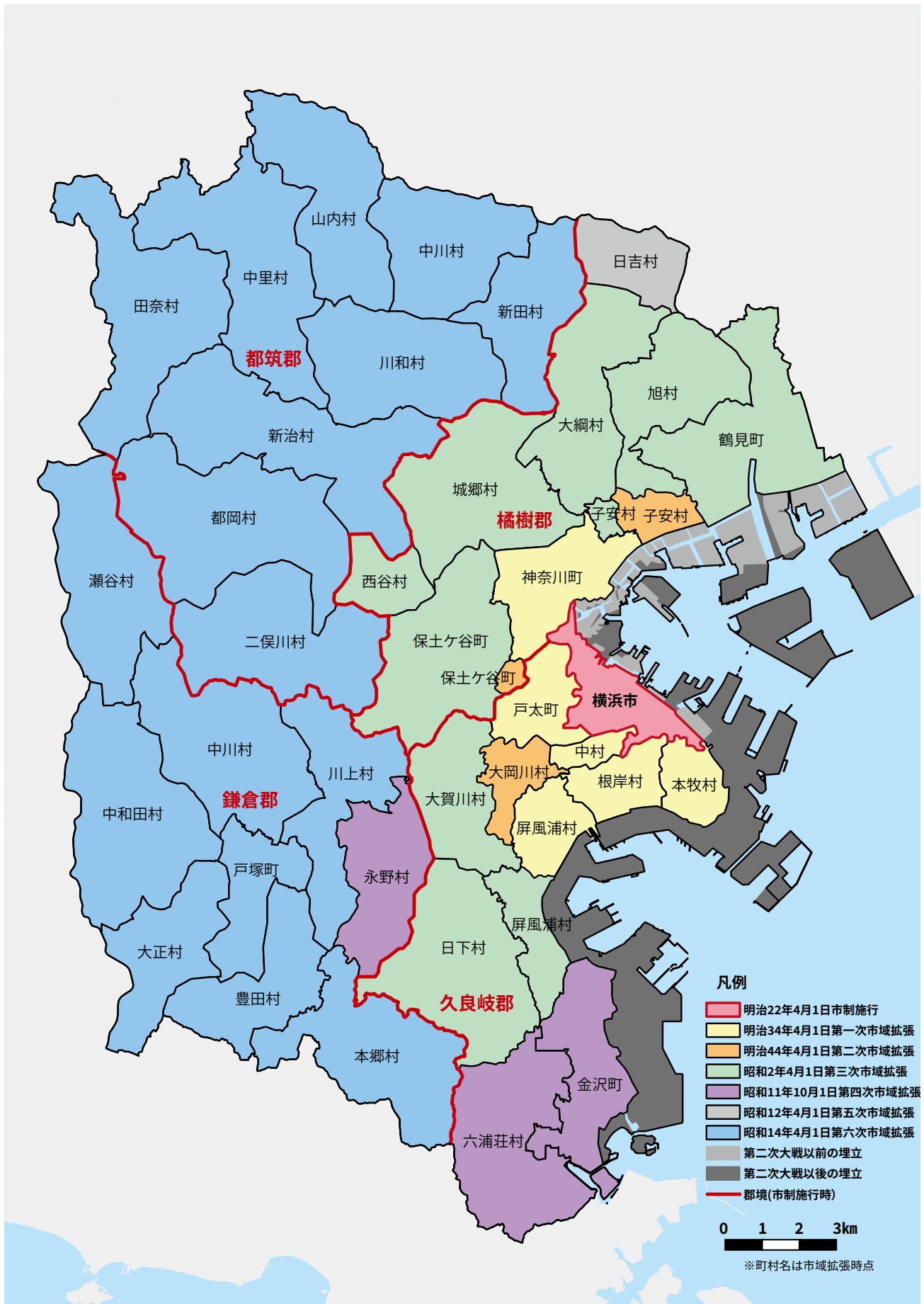
その後、昭和11年(1936)10月1日に第四次市域拡張を行い久良岐郡金沢町、六浦荘村、鎌倉郡永野村を合併し、昭和12年(1937)4月1日に第五次市域拡張を行い橘樹郡日吉村の一部を合併した。昭和14年(1939)4月1日に第六次市域拡張を行い都筑郡新治村、田奈村、中里村、川和町、新田村、中川村、山内村、都岡村、二俣川村、鎌倉郡戸塚町、川上村、豊田村、大正村、中和田村、中川村、瀬谷村、本郷村を合併して、港北区と戸塚区を新設した。その結果、7区制となり、面積は400.97km²、人口は約95万人、市域はほぼ現在の区域となった。

また、昭和18年(1943)に中区の区域を変更して南区を、昭和19年(1944)に中区の区域を変更して西区を新設した。さらに、昭和23年(1948)に磯子区の区域を変更して金沢区を新設し、10区制となった。

昭和44年(1969)以降は廃止新設方式により行政区再編を実施し、南区、保土ヶ谷区、港北区、戸塚区を再編成し、それぞれ港南区、旭区、緑区、瀬谷区を新設した。昭和61年(1986)には、戸塚区が再編成され泉区と栄区を新設した。平成6年(1994)に港北区と緑区が再編成され青葉区と都筑区を新設し、現在の18区制となった。令和4年(2022)現在、面積は438.01km²、人口は約377万人である。



横浜市域の変遷
(市政記録2022年版より)



市域拡張沿革図

(国土数値情報行政区域データ(大正9年)及び横浜の町名を参考に作成)

行政区域の変遷と区系図

年月日

明治 22.4.1 市制施行

明治 34.4.1 第 1 次市域拡張

明治 44.4.1 第 2 次市域拡張

昭和 2.4.1 第 3 次市域拡張

昭和 2.10.1 区制施行 鶴見区 神奈川区 中区 保土ヶ谷区 磯子区

昭和 11.10.1 第 4 次市域拡張

昭和 12.4.1 第 5 次市域拡張

昭和 14.4.1 第 6 次市域拡張
区新設

港北区

戸塚区

(神奈川区・都筑郡の一部編入)

(鎌倉郡の一部編入)

昭和 18.12.1 行政区再編成

南区

昭和 19.4.1 行政区再編成

西区

昭和 23.5.15 行政区再編成

金沢区

昭和 44.10.1 行政区再編成

港南区

旭区

緑区

瀬谷区

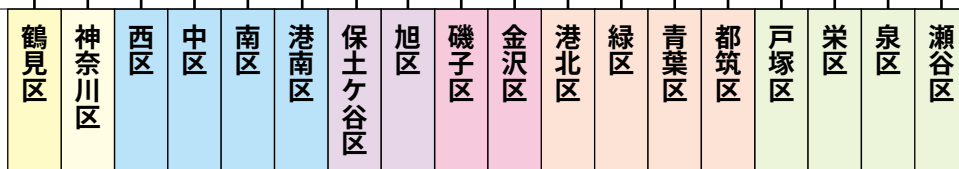
昭和 61.11.3 行政区再編成

栄区 泉区

平成 6.11.6 行政区再編成

青葉区 都筑区

現在

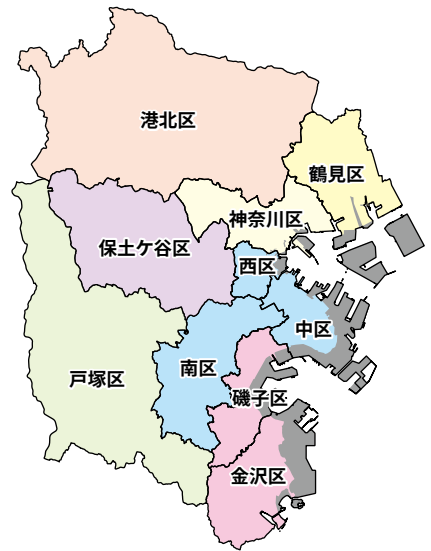




昭和14年～



昭和19年～



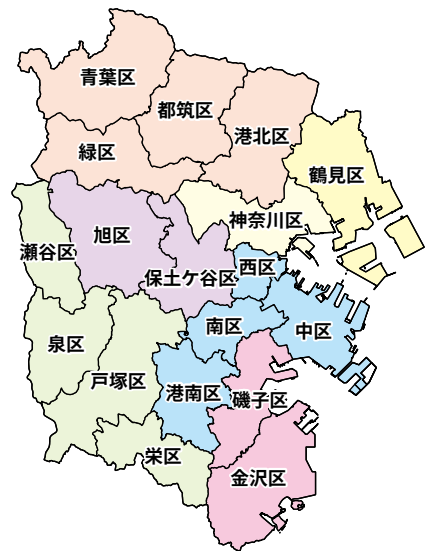
昭和23年～



昭和44年～



昭和61年～

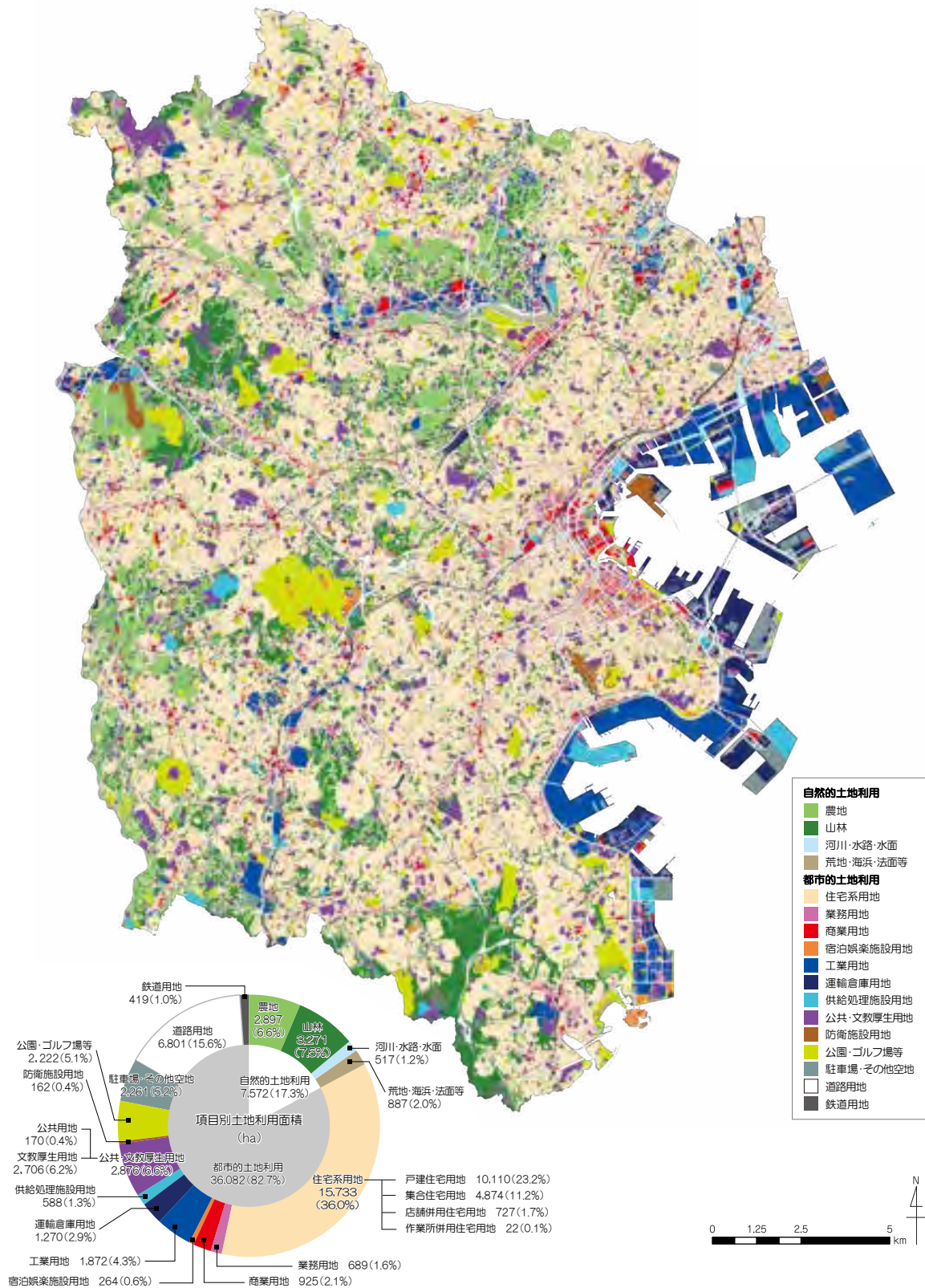


平成6年～

行政区域の変遷
(国土数値情報行政区域データを基に作成)

(2) 土地利用

横浜市の土地利用現況の主な項目を見ると農地、山林などの自然的土地利用の面積は約 7,572ha で、市域面積の約 17.3%である。一方、住宅や商業系の施設等による都市的土地利用の面積は約 36,082ha で市域面積の約 82.7%である。

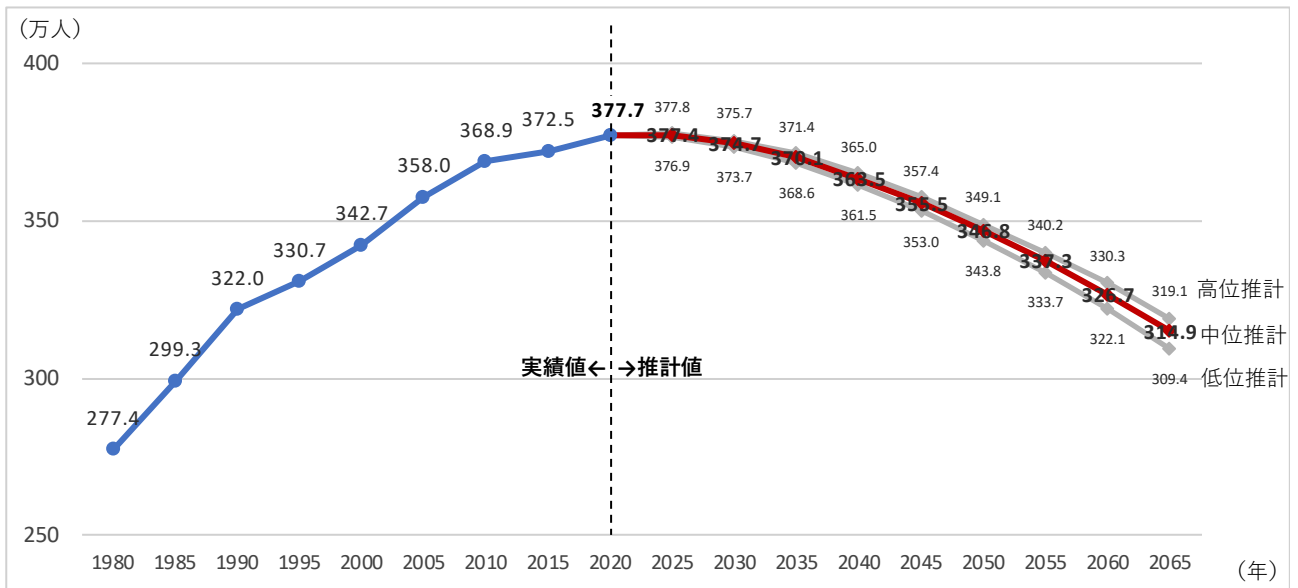


横浜市の土地利用現況
(横浜市土地利用のあらまし 令和元・2年度版より)

(3) 人口動態

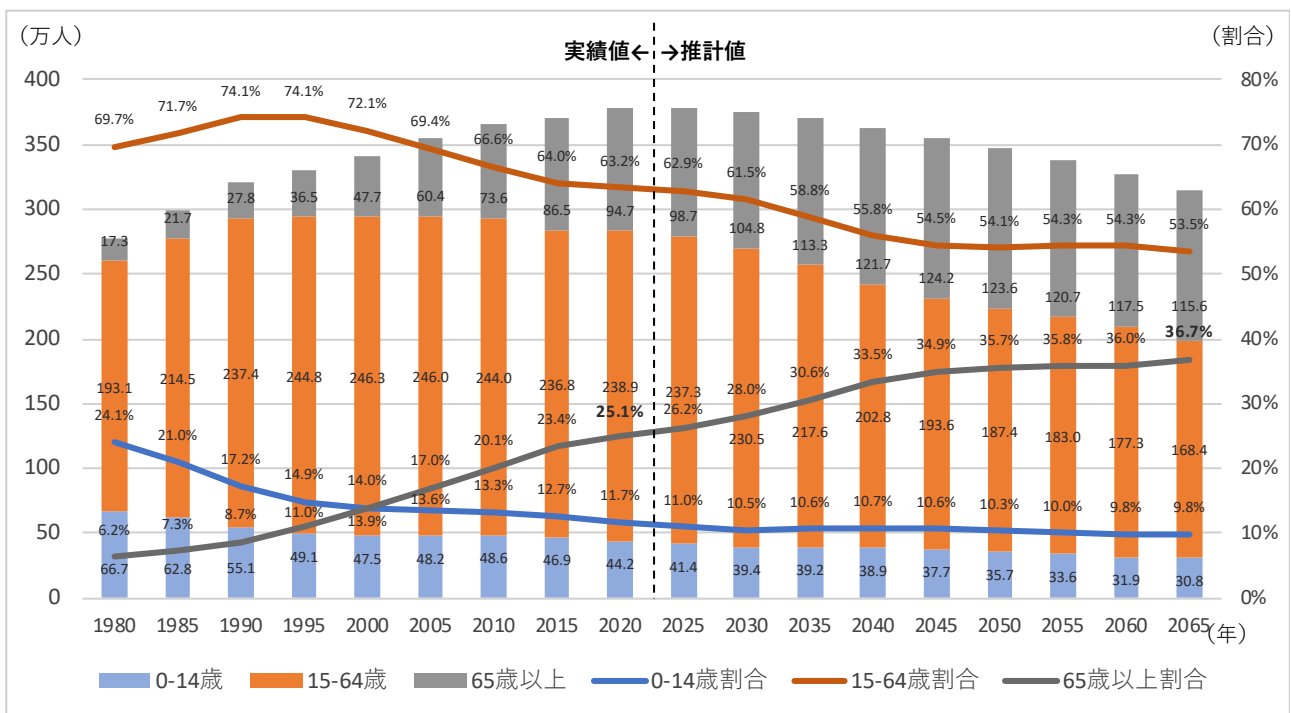
我が国最大の人口を抱える基礎自治体として、これまで発展を続けてきた横浜市も、今後人口減少局面を迎え、生産年齢人口の減少、少子高齢化がさらに進むと想定されている。

既に進行している生産年齢人口の減少や、平成 27 年（2015）国勢調査ベースの将来人口推計により平成 31 年（2019）をピークとされていた人口減少は、実績値で令和 2 年（2020）年の 377.7 万人をピークに減少が始まっている。65 歳以上の人占める割合（高齢化率）は、令和 2 年（2020）で 25.1%、2065 年では 36.7%まで増加すると予測されている。



総人口の推移

(2020 年までは「国勢調査」、2025 年以降は「今後の人口の見通し推計（令和 3 年度）」より）



年齢区分別人口構造の推移

(2020 年までは「国勢調査」、2025 年以降は「今後の人口の見通し推計（令和 3 年度）」より）

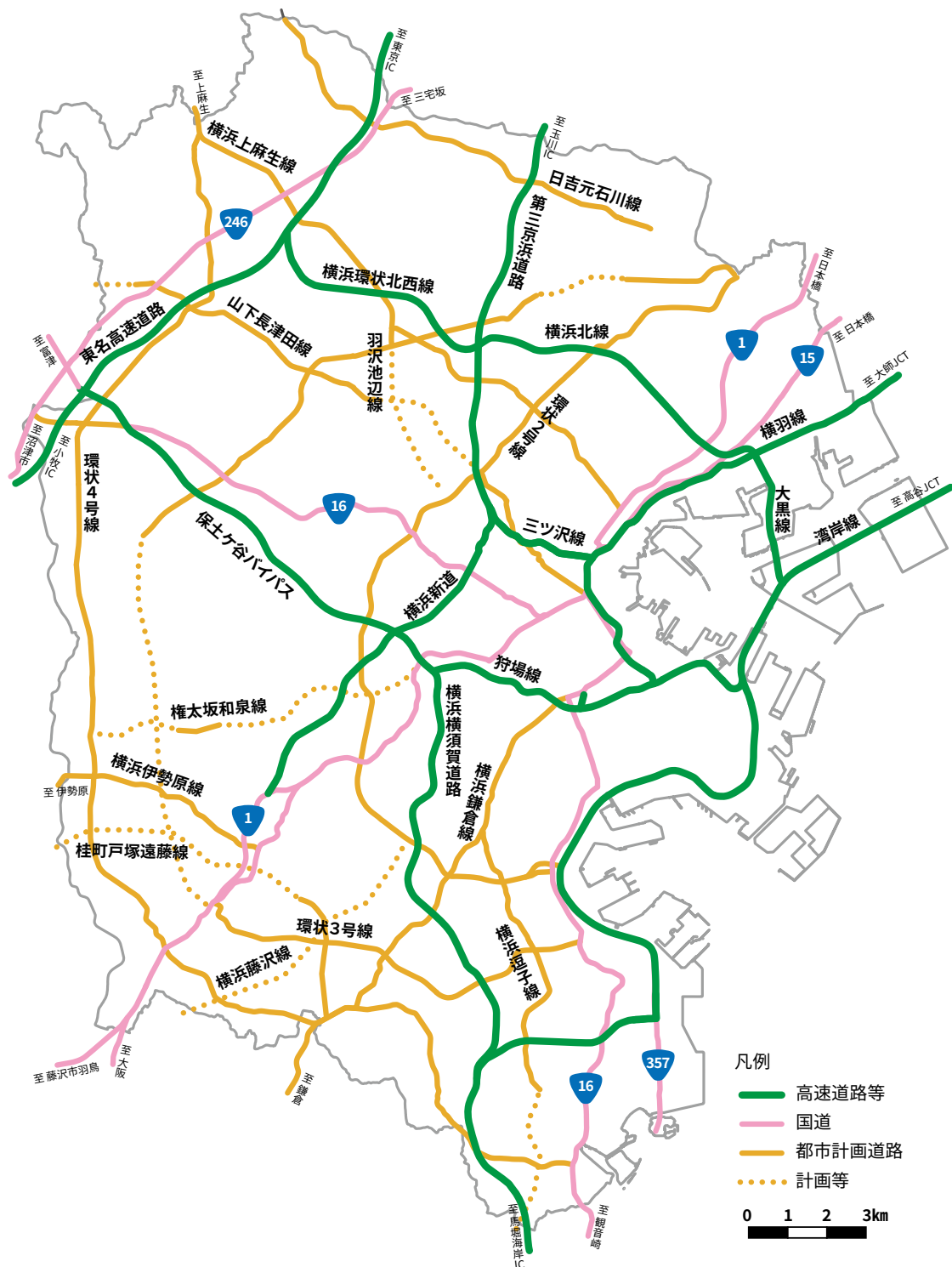
(4) 交通機関

横浜のまちは、開港以来、港を中心に発達してきたため、港のある都心部から東京や周辺地域に向かう放射状の交通ネットワークが発達してきた。

明治5年(1872)10月14日、我が国初の鉄道路線である新橋—横浜(現桜木町駅)間が開業して以来、東京都心方面への路線を中心に鉄道ネットワークが発達してきた。令和5年(2023)3月現在、市内には159の鉄道駅があり、特に市の中心駅である横浜駅には、JR線、市営地下鉄線等の鉄道事業者6社が乗り入れ、1日平均約88.7万人が利用するターミナル駅となっている。



横浜市には、約 28 kmにわたり旧東海道とほぼ同経路で国道 1 号、国道 15 号が市域を横断している。戦後整備されてきた道路網として、東名高速道路、首都高速道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路等といった高速道路ネットワークが整備されているほか、都市計画道路として横浜都心部を中心とした 3 本の環状道路、市中心部と郊外部をと結ぶ 10 本の放射道路として位置付けた路線を中心に整備されている。しかし、都市計画道路の整備率は、69.5%（令和 5 年（2023）3 月 31 日現在）であり、整備が遅れている路線があるなど課題もある。

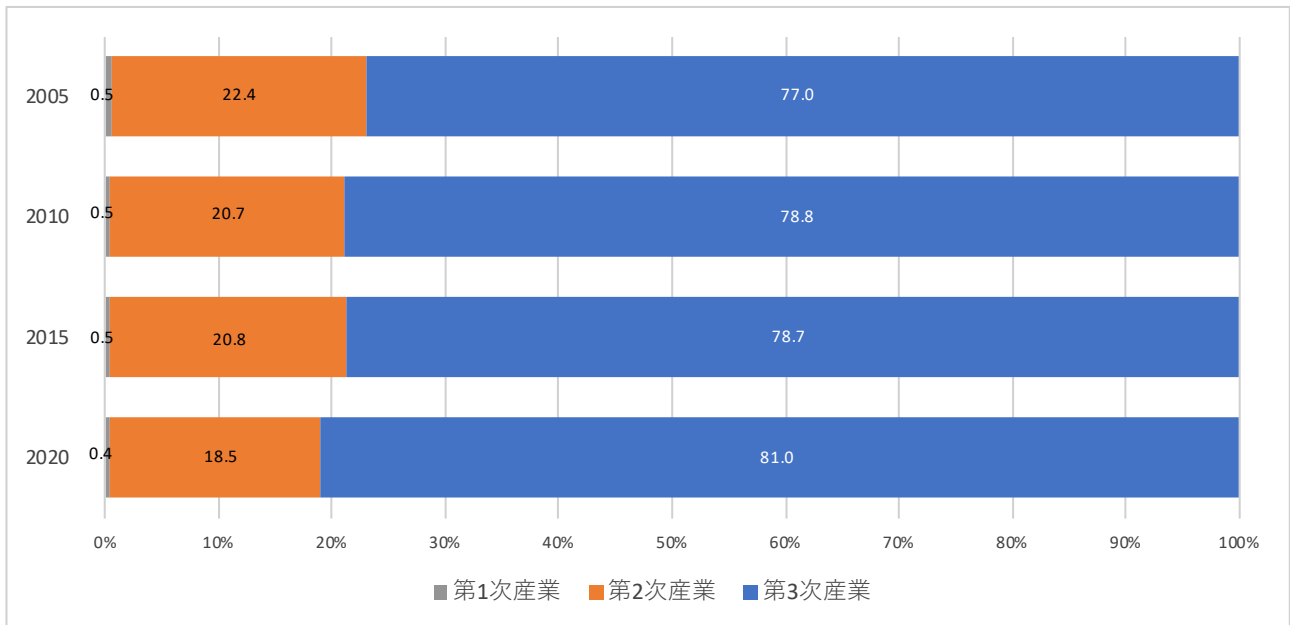


道路ネットワーク

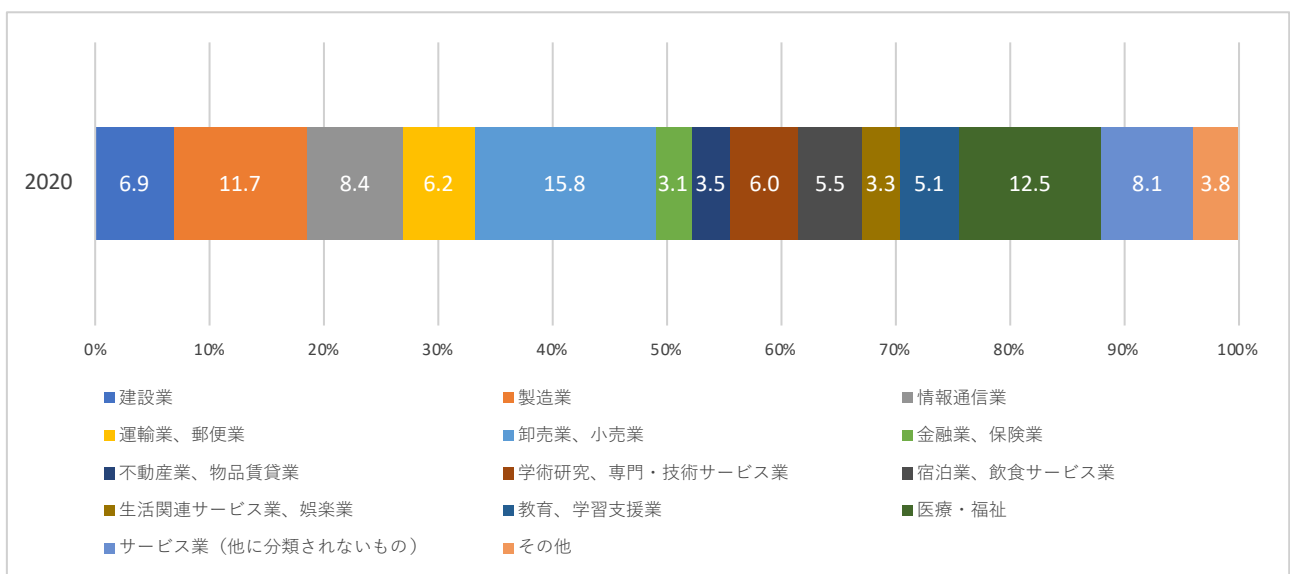
(5) 産業

横浜市の令和2年(2020)における産業3部門別の割合を見ると、第3次産業が81.0%と最も高くなっており、平成17年(2005)年と比べると4ポイントほど上昇している。一方で第2次産業の割合は低下傾向にある。

また、令和2年(2020)における産業大分類別に見ると、「卸売業、小売業」(15.8%)、「医療、福祉」(12.5%)、「製造業」(11.7%)の順となっている。



産業別就業者数割合
(令和2年度国勢調査より)

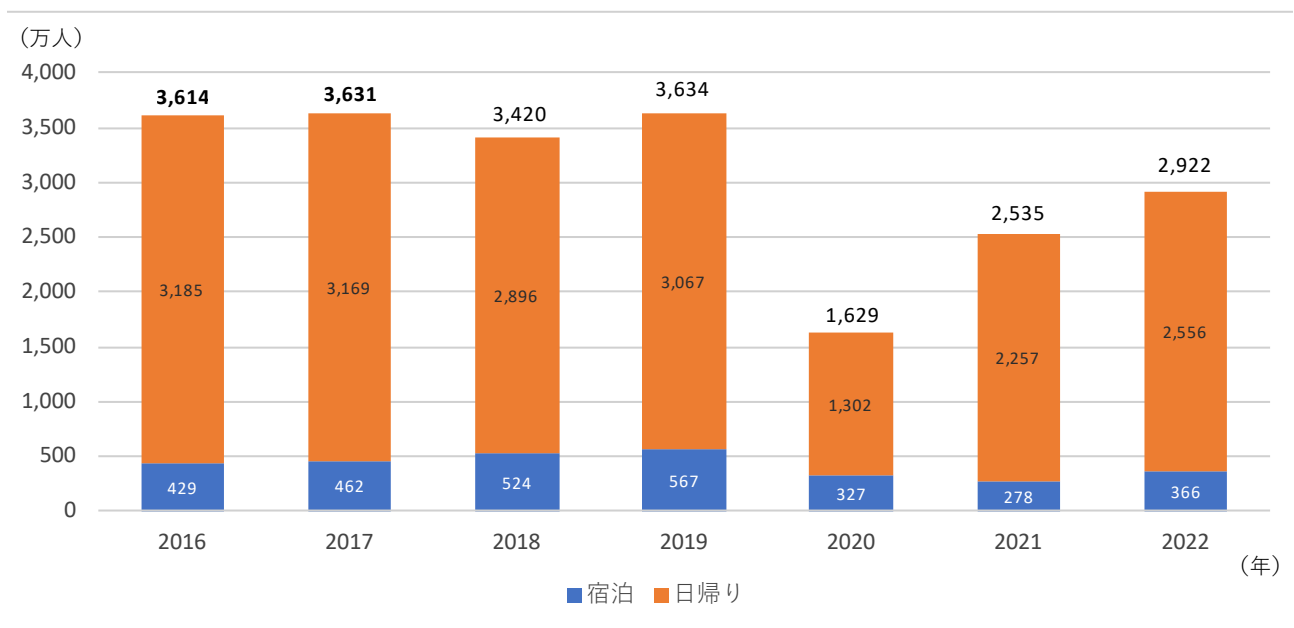


産業（大分類）別就業者数割合
(令和2年度国勢調査より)

(6) 観光

横浜市は、横浜駅周辺やみなとみらい 21、横浜中華街、元町、山手、ベイエリアなどの観光地や観光施設を有しており、国内外からの観光客を集めている。宿泊客は観光客全体の約 12.5%に留まり、日帰り客が多い傾向にある。

観光客数は、令和元年（2019）までは 3,600 万人前後の観光入込客数（実人数）を集めていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言等があった令和 2 年（2020）に大幅な減少に転じた。令和 3 年（2021）年以降は、全国的な観光客の回復に伴い徐々に回復しつつあり、令和 4 年（2022）は令和元年（2019）の約 8 割まで回復した。



観光入込客数（実人数）
（にぎわいスポーツ文化局観光振興・DMO地域連携課発表資料より）

3. 歴史的環境

(1) 歴史

① 先史時代（旧石器時代から縄文・弥生・古墳時代まで）

旧石器時代の狩猟生活

冷涼な氷期にあった旧石器時代は、モミなどの針葉樹林を中心とした植生のなか、人々は遊動し、石を打ち欠いて製作した石器を利用してナウマンゾウなどの大形獣を狩猟していた。横浜市域でも石器を製作した痕跡や、河原石を集積して調理した施設（礫群）が発掘されており、最古のものは約3万年前に降灰した始良^{あいら} T n^{ティーン}火山灰より古い地層からナイフ形石器が見つまっている。

縄文時代のムラと営み

気候が温暖な縄文時代に入ると、堅果類が実る落葉広葉樹が広がり始めるほか、イノシシなどの中・小形獣が増え、これらを調理するために土器が使用され始めた。横浜市では、縄文時代草創期（約1万4,000年前）の隆線文土器や、有舌尖頭器、石鏃が出土しており、旧石器時代から縄文時代へと移り変わる時期の狩猟活動をうかがい知ることができる。

縄文時代早期（約1万年前）には数件の竪穴住居跡で構成される集落がみられるようになり、市域でも定住生活が始まる。早期後半段階になると、野営の炉穴や落とし穴による狩猟場の遺跡が多数発見され、平潟湾ではマガキを採集していたことが確認できる（金沢区野島貝塚）。

縄文時代前期（約7,000年前）には、気候の温暖化により海水面が上昇し、海岸線が内陸へと進入した（縄文海進）。鶴見川流域や大岡川流域、金沢区域の平潟湾など、現在は陸地となっている市域の広い範囲で海進がみられ、その台地上には貝塚が造られた。貝塚からはハマグリなどの貝類の他に、スズキやイノシシなどの骨もみられる。

縄文時代中期（約5,400年前）になると、発見される遺跡数が急激に増加し、検出される竪穴住居跡の軒数も増える。また、数十軒の竪穴住居跡が環状に巡り、中央には墓域を有する大規模な環状集落が形成された。

しかし、縄文時代後期（約4,400年前）に入ると、寒冷化の影響もあり、遺跡数・集落の規模が減少していく。続く縄文時代晩期には、市域の遺跡はごく僅かとなり、狩猟採集を中心とした社会が終焉をむかえる。

稲作の伝播

約2,800年前、朝鮮半島から九州北部へ稲作が伝播し、全国に農耕文化が普及するなか、横浜市域に本格的に波及したのは弥生時代中期後半（2,200～2,000年前）であった（磯子区三殿台遺跡など）。周囲に大規模な空堀を巡ら



野島貝塚



三殿台遺跡



大塚遺跡

せた環濠集落（都筑区大塚遺跡など）が台地縁辺に多数成立し、そのそばに方形周溝墓群が造られ（都筑区歳勝土遺跡）、集落到収まりきらない人口は周囲に小集落を成立させた。

鉄器の普及と古墳の築造

鉄器の普及は、生産力を向上させ、人口を急増させた。3世紀中葉、古墳時代前期以降には、地域社会の階級分化や政治的統合が始まった。横浜市域では、日吉地域が他地域の中小首長を統合したとみられ、市域で唯一の大型前方後円墳が造られている。

その後、河川の流域ごとに中小の政治権力が市域を治めたとみられ、各地に古墳が造営された（青葉区稲荷前古墳群など）。6世紀後半以降、横浜市域では崖面に直接墓室を穿つ「横穴墓」の形式で群集墳（小規模古墳の集合体）が造営された（青葉区市ケ尾横穴古墳群など）。

7世紀末～8世紀初頭には古墳や横穴墓は築造されなくなり、流域ごとの政治領域は、やがて古代の郡へと引き継がれたと考えられている。

② 古代（飛鳥時代、奈良時代、平安時代）

有力氏族が連合して政治権力を奮ったヤマト王権は、7世紀半ば以降、律令（律は刑法、令は行政法）に基づく中央集権国家としての体制を整えていった。地域社会の再編成に伴い設置された「評」は、8世紀には「郡」となり、「国一郡一里」の体制が構築された。中央から派遣された国司と、地域の首長から任命された郡司が政治を担い、郡の役所は郡家と呼ばれた。横浜市域は、武蔵国都筑郡・久良郡を中心に、武蔵国橘樹郡・相模国高座郡・鎌倉郡の各一部を加えた範囲に及んでいる。都筑郡の郡家跡は長者原遺跡（青葉区）に、久良郡の郡家は弘明寺（南区）周辺に所在したとみられる。

9世紀以降、東国（畿内から東方の地域）で武装蜂起が相次ぐなか、国司として派遣された中小貴族層出身者の中には、任期終了後に土着し、力を持つ者もいた。平安時代中期（10～11世紀）には、武力による紛争調停などにより平氏や源氏が力を伸ばし、源氏は源頼義・義家父子の時代に東国武士団の礎を築いた。



歳勝土遺跡



稲荷山古墳群



市ケ尾横穴古墳群

③ 中世（鎌倉時代、室町時代、安土桃山時代）

都市鎌倉の整備と横浜

治承・寿永の内乱を経て東国の支配権を固めた源頼朝は鎌倉に幕府を開き、都市の整備が進んだ。執権北条氏は鎌倉市街地と外部とをつなぐ切通や港湾の整備を行い、とりわけ鎌倉の東端にあたる六浦湊^{むつうらみなと}や、鎌倉と金沢の地を結ぶ朝夷奈切通^{あさいな}は、関東内陸部や房総半島よりもたらされた物資を鎌倉へ運ぶ重要な交通路となった。

鎌倉とその周辺地でみられる特徴的な墳墓「やぐら」は、鎌倉に近い六浦地区を中心に、六浦道や鎌倉街道などの当時の街道沿いに多く分布している。



朝夷奈切通



称名寺境内

海外文化の流入

中国大陸との交易が進むなか、経典や陶磁器などの中国製品や様々な文化が鎌倉に伝来した。執権北条氏の一族である金沢北条氏は、一族の菩提寺として称名寺を建立し、国内外の典籍や美術品など多くの貴重な品を納めた。これらは後に「金沢文庫」と呼ばれる一大コレクションとなり、国宝である「絹本著色北条実時像」「称名寺聖教」といった絵画・典籍など、多くの文化財が現在に残されている。また人的交流も盛んに行われ、中国と日本の僧侶による学問の拠点としても発展した。14世紀には伽藍や庭園の整備、瀬戸橋の架橋が行われ、金沢・六浦地域は鎌倉と一体的に発展し、最盛期を迎えた。



金沢文庫

神奈川湊の発展と戦乱の世のはじまり

元弘3年（1333）の鎌倉幕府滅亡後、室町幕府下でも引き続き鎌倉は東国の政治の中心となり、称名寺が足利尊氏の祈祷寺としての地位を確立したほか、古東海道に面する神奈川湊が繁栄していった。また、市域の耕地開発が進み、「武蔵国鶴見寺尾郷絵図」には谷戸田を開いた百姓の名が記されている。この頃初めて「横浜村」の地名が文献資料に登場し始めた。

しかし、鎌倉公方と室町幕府将軍や関東管領との対立で政治的緊張が高まり、鎌倉公方が鎌倉を離れると関東一帯で戦乱が続き、各地で城郭が築かれた。観応の擾乱（1350-52）を契機とする武蔵野合戦では、南朝方の新田義宗・義興軍が鎌倉を攻め、足利尊氏が「狩野川城」（神奈川城、後に権現山城）に逃れ、南朝方に味方した水野致秋が鶴見宿から関戸に向かって戦いに参加した。

戦国大名・北条氏の支配

15世紀末、戦国大名北条氏が相模国に侵攻し、武蔵国・相模国を支配していた山内・扇谷両上杉氏との権現山の合戦（永正7年（1510））を経て江戸城を奪取すると、広く関東一帯を支配した。横浜地域は、北条氏の下で小机城（港北区）と玉縄城（鎌倉市）の支城領に編成された。

④ 近世（江戸時代）

陸路と海路が交差する江戸の玄関口

豊臣秀吉の死後、関ヶ原の合戦に勝利した徳川家康は江戸幕府を開き、豊臣氏を滅ぼした大坂の陣以降、長く泰平の時代となった。

日本の政治・文化・経済の中心として繁栄した江戸は、人口100万人を超える世界最大の都市となった。江戸から各地へと向かう街道も整備され、江戸と上方（京都・大坂）を結ぶ東海道は重要な幹線道路となり、横浜市域には神奈川宿、保土ヶ谷宿、戸塚宿という3つの宿場が置かれた。江戸日本橋から約42kmに位置する戸塚宿は、江戸を発った旅人が初日に宿泊することが多かったといわれ、十返舎一九の『東海道中膝栗毛』に出てくる弥次郎兵衛と喜多八も、初日に宿泊している。また、矢倉沢往還、中原街道といった脇往還も整備され、東海道や甲州街道など幹線道路のバイパスとしての役割を果たした。

海路は、商業都市大坂と江戸を結ぶ太平洋海運が発展し、横浜市域の六浦・神奈川の湊が中世から引き続き重要な役割を果たしていた。湊であり宿場でもあった神奈川は、陸と海の交差点として多くの物や人が集散し、海を望む景勝の地としても栄えた。金沢もまた、金沢八景と称される景勝地として知られ、保土ヶ谷で東海道から分岐する金沢道を通して人々が訪れた。

宿場や湊には、江戸をはじめ各地から文化人が訪れ、狂歌師の太田南畝が神奈川宿の旅籠「羽沢屋」を詠んだ歌が残されている。一方、宿場やその周辺に住む人々の文化レベルも高く、訪れた文化人と交流したり地元でのサークル活動を活発に行ったりしていた。こうした人々によって建立された芭蕉句碑や筆子塚などが、街道沿いを中心に多数残されている。

江戸時代の市域の村々

横浜市域の村々の大半は、江戸幕府の直轄地と旗本知行所であり、陣屋を構えた大名は武州金沢藩（六浦藩）米倉氏のみであった。幕府直轄地を治める代官や知行所を治める旗本などの村の領主は江戸に居住し、村への命令や村からの届出・訴願は文書を介して行われていたことが、関家住宅（都筑区）や飯田家住宅（港北区）などに所蔵されていた文書からうかがえる。村役人は、この



「東海道五十三次之内」（歌川広重（初代）より「神奈川」「保土ヶ谷」「戸塚」（上から）



関家住宅

ような文書の作成とやり取り、年貢の納入などを行い、村の取りまとめと領主支配の末端を兼ねていた。

海岸部の新田開発

江戸時代、横浜市域の新田開発が進んだ。明暦2年(1656)から寛文2年(1662)にかけて、江戸の商人吉田勘兵衛によって入海が干拓されて開発された吉田新田が特に大きく、現在の市域にすると大岡川・中村川・JR京浜東北線に挟まれたエリアで、広さは約115万5,000㎡にもなった。他にも、帷子川河口や金沢区の平方湾・内川入江、吉田新田の地先の入海などが新田として開発され、いずれも近代以降は住宅地や繁華街として発展していった。



吉田新田
埋立以前横浜図
(吉田興産株式会社提供)



吉田新田
埋立開墾図
(吉田興産株式会社提供)

⑤ 近代 (明治期・大正期)

横浜開港

19世紀、産業革命を経た西欧諸国は海外に市場を求めて進出し、日本沿岸にも相次いで外国船が来航した。江戸幕府は海岸部に台場(砲台)を築造して海防強化に努め、横浜市域でも神奈川台場が築造された。

嘉永6年(1853)にアメリカ東インド艦隊司令長官ペリーが浦賀に来航し、最新鋭の軍艦を背景に開港を要求、翌年の再来航時の交渉により、横浜開港資料館敷地内に現存する「たまくすの木」のそばで、日米和親条約が締結された。安政5年(1858)にアメリカと日米修好通商条約を結ぶと、オランダ・ロシア・イギリス・フランスと同様の条約を結び、神奈川を含む5港の開港が決まった。

神奈川については、対岸の「横浜村」が開港場と定められ、開港期日の安政6年6月2日(1859年7月1日)を目指し、開港場の建設が始まった。開港場は運上所(税関)を中心に、東側(現在の山下町一帯)に外国人居留地、西側に日本人市街が建設され、商人を中心に国内外から集まった人々が住むようになった。居留地の商業地区に各国の領事館や外国商館が建ち並び賑わう様子は、当時大量



横浜式覧之真景 (横浜開港資料館所蔵)

に製作された「横浜浮世絵」にみることができる。慶応3年（1867）には、山手地区が居留地に編入され、居留外国人の住宅地区として発展した。居留地を通じて、衣食住の様々な分野で海外の生活文化がもたらされ、横浜を発祥とする多くの「もののはじめ」が誕生した。

開港場のまちづくり

開港当初の波止場は2本の平行な突堤であったが、慶応2年9月（1866年10月）の大火の後、東側の突堤が防波堤の役割を果たすために「象の鼻」のように湾曲した形状となった。明治4年（1871）に欧米諸国へ派遣された岩倉使節団も、この「象の鼻」から出港した。「象の鼻」は、関東大震災で防波堤の大部分が沈んでしまったものの、平成21年（2009）の開港150周年事業で、明治20年代の形状に復元整備されている。

明治期に入り、居留地の整備は英人技師ブラントンに引き継がれた。防火性能を高めるため、ブラントンは居留地と日本人市街とを隔てる防火帯（現在の日本大通り）を設計し、大火で焼失した港崎遊郭の跡地に横浜公園を配した。公園と港を日本大通りで結ぶことで、居留地と日本人市街のゾーニングはより明確なものとなり、現在の関内地区の骨格が完成した。また、明治初年には、実業家高島嘉右衛門の活躍などにより、鉄道・街路・ガス灯・上下水道など近代的な都市インフラが導入された。



Plan of the Settlement of Yokohama（横浜開港資料館所蔵）

横浜港は、明治10年代まで国内最大の輸出入総額を誇る港となり、輸出に関しては生糸をほぼ独占、輸入に関しては綿製品・毛織物・砂糖などの輸入拠点となった。生糸貿易で財をなした実業家の一人である原富太郎（号：三溪）は、古美術の収集や新鋭作家への支援をするとともに、京都や鎌倉などから移築した古建築を配置した日本庭園を三溪園として明治39年（1906）に開放し、横浜の美術・文化の発展に寄与した。三溪園には、旧燈明寺三重塔・旧東慶寺仏殿・臨春閣などの重要文化財10棟や、旧原家住宅（鶴翔閣）などの横浜市指定有形文化財3棟が現存している。



三溪園

明治22年（1889）4月、市制が施行され、横浜市が誕生した。市域は約5.4km²、人口は約12万人であったが、段階的な市域拡張により、面積・人口ともに増加していった。横浜には、当時の在日外国人の約半数にあたる約5,000人が居住しており、横浜在住外国人人口の6割以上を占めた中国人により、現在まで続く中華街が形成された。



中華街大通り（明治末～大正初期）
（横浜開港資料館所蔵）

明治20年代、英人技師パーマーの設計により、鉄製栈橋（現在の大きな橋国際客船ターミナル）と防波堤の建設を中心とした第一期築港工事が進められた。明治24年（1891）には横浜船渠株式会社が設立され、船舶を修繕するための石造の船渠（ドック）が築造、第一号ドック（明治32年（1899）完成）、第二号ドック（明治30年（1897）完成）が現存している（重要文化財）。



旧横浜船渠株式会社第一号船渠（ドック）

続く第二期築港工事では、万トクラスの船舶が接岸できる岸壁の建設が計画され、大正3年（1914）に新港埠頭（現在の赤レンガパーク一帯）が完成した。埠頭内には鉄道の貨物線が引き込まれ、ハンマーヘッドクレーンなどを備えた近代的な港湾設備は、当時「東洋一」と呼ばれた。明治42年（1909）には、当時埋め立て工事が進んでいた新港埠頭で横浜開港50年祭が開催され、記念事業として開港記念横浜会館（現在の横浜市開港記念会館（重要文化財）、中区）が建設された。



旧横浜船渠株式会社第二号船渠（ドック）

関東大震災による壊滅

大正12年(1923)9月1日に関東大震災が発生し、マグニチュード7.9の激震と火災の発生により、開港以来の街並みは一日にして灰燼に帰した。当時人口45万人だった横浜市では、35,000棟を超える家屋が倒壊・焼失し、死者・行方不明者は26,000人を数えた。しかし、前述の開港記念横浜会館や、旧横浜正金銀行本店本館(重要文化財・中区)のように、耐震技術が導入されていた煉瓦造建築のなかには、大きな被害を受けながらも倒壊をまぬがれ、現存するものもある。



被災の様子(本町通り)



被災の様子(桜木町駅)

⑥ 現代(昭和期以降)

震災復興と「大横浜」建設

関東大震災後、横浜市は政府による帝都復興事業の対象として、土地区画整理・街路整備・公園新設などからなる復興事業が進められ、現在につながる都市の骨格が形づくられた。関内地区では道路拡幅を中心とした土地区画整理が実施され、山下町の海岸部では、震災で生じた瓦礫を埋め立てて、昭和5年(1930)に山下公園(登録記念物・中区)が開園した。野毛山では、実業家の原・茂木両家の別邸跡地をもとに、野毛山公園が新設された。現在、横浜港周辺に残る歴史的建造物の多くは、この震災復興期に建設されたものである。



山下公園(昭和初期)
(横浜開港資料館所蔵)

横浜の震災復興事業を軌道に乗せたのは、大正14年(1925)5月に横浜市長に就任した有吉忠一であった。有吉市長は、昭和2年(1927)6月2日、復旧工事を終えた開港記念横浜会館で開催された「大横浜建設記念式」にて、横浜市が生糸貿易に依存していた体質を脱却し、本格的な工業都市へと発展するための方策として、「横浜港の拡充」「臨海工業地帯の造成」「市域拡張」の3つの柱からなる「大横浜」建設事業を宣言した。

海と陸に広がる横浜

昭和2年(1927)、横浜港では外防波堤の建設工事とともに、子安から生麦にかけて地先の市営埋立事業が始動した。昭和12年(1937)には外防波堤の築造及び市営埋立事業が完成し、日産自動車・日本電気工業などの新興企業が埋立地に進出、横浜港は従来の商業港としての機能に加えて、工業港としての機能もあわせもつようになった。

他方で、昭和2年(1927)4月には、隣接する9町村を編入し(第3次市域拡張)、約3.6倍の市域となっ

た。昭和14年(1939)4月の第6次市域拡張を経て、横浜市は周辺の郡部(橘樹郡・都筑郡・久良岐郡・鎌倉郡)を市域に取り込み、現在とほぼ同じ市域にまで広がった。

加えて、震災後の新しい交通計画の中で横浜駅が現在地へと移転し、現在の東急電鉄・相模鉄道・京浜急行が乗り入れることで、横浜駅を中心とした放射線状の鉄道網が形成された。鉄道会社は乗客誘致のために郊外部の沿線開発を進め、大規模遊園地として開園・拡張が進む花月園(鶴見区)や、沿線に点在する海水浴場・観光地への利便性を高めることとなった。

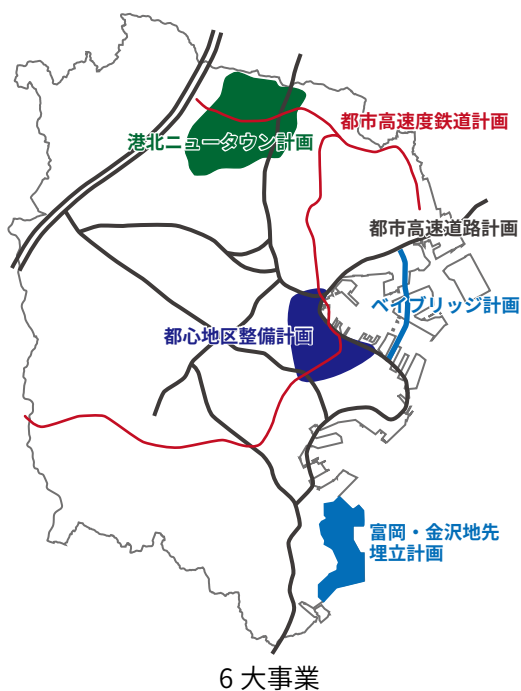
このようにして、横浜市は昭和戦前期を通じて、郊外部に住宅地や農村・工場が包含された複合的な広域都市として発展していった。

戦後の復興

昭和20年(1945)5月の大空襲による市中心部の再焼失や、終戦後の市中心部の連合軍軍接收により、震災復興は他都市と比べて大きく遅れたが、昭和30年代以降、「国際港都建設」をキーワードに、港湾施設の拡充と埋め立てによる臨海工業地帯の造成を大きな柱として、戦後横浜の都市づくりが進められた。また、昭和33年(1958)に開催された横浜開港100周年の記念事業が、高度経済成長を迎えた横浜を盛り上げた。さらに同年1月、『横浜市史』の刊行がスタートし、港町1丁目では村野藤吾の設計による横浜市新庁舎の建設が始まった。

新しい都市づくり

戦後横浜の都市づくりを一層進めたのが、昭和38年(1963)に横浜市長に当選した飛鳥田一雄であった。飛鳥田市長は、昭和40年(1965)にあらたな都市づくりとして、都心部強化、金沢地先埋立、港北ニュータウン建設、高速鉄道建設、高速道路網建設、横浜港ベイブリッジ建設からなる「六大事業」の構想を発表した。六大事業は、互いに関連した都市整備事業によって横浜の都市構造を将来的に強固にしようという目的のもと、庁内横断的に設置された企画調整室が中心となって実施された。六大事業による実現された都市は、現在も横浜市民の暮らしを支えている。



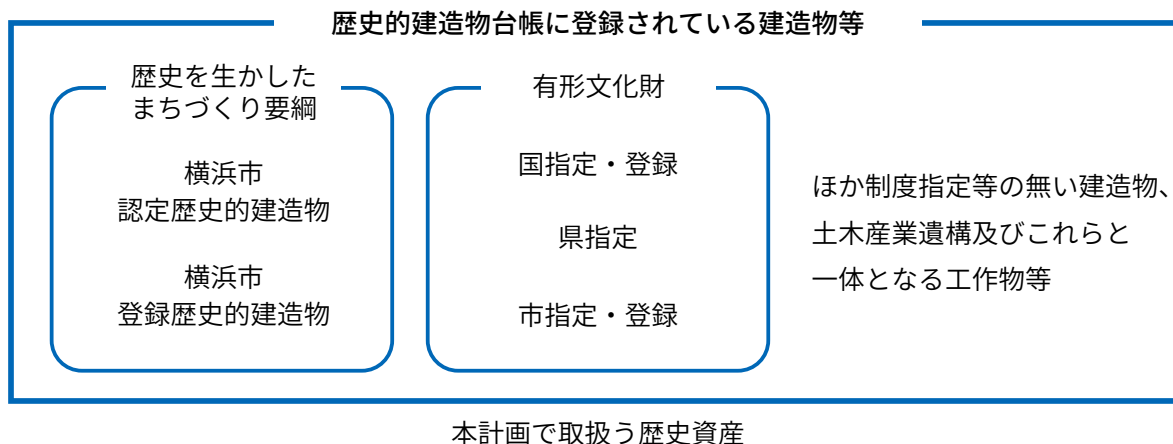
横浜らしさを生み出す都市へ

高度経済成長期から人口は急増し、昭和43年(1968)には200万人を突破し、昭和53年(1978)5月に大阪市を抜いて全国第2位の大都市となった。その受け皿として、郊外部を中心に住宅地開発や団地の建設が進み、それに伴うインフラの整備や公共施設の整備が昭和40年代後半から進んだ。都心部では、関内地区の馬車道や元町といった商店街では歩行者空間の魅力向上などのまちづくりが進められた。一方で、急速な都市化により失われていく歴史資産を保全するため、昭和63年(1988)より歴史を生かしたまちづくり要綱と横浜市文化財保護条例の両輪で、歴史を生かしたまちづくりを進めてきた。関内地区、山手地区、みなとみらい地区に保全された歴史資産は、まちづくりの中で活かされ、横浜らしさを象徴し、観光地としても賑わいを見せている。

(2) 歴史資産

① 本計画における歴史資産

本計画で取り扱う「歴史資産」は、横浜の魅力を生み出し、景観上貴重な歴史的・文化的資産である建造物、土木産業遺構及びこれらと一体となす工作物等として、横浜市 of 歴史的建造物台帳に掲載されているものを対象とする。



主な評価の視点は以下のとおりである。

歴史を生かしたまちづくり要綱における主な評価の基準

建築的・土木的価値 などの建造物価値	<p>意匠的な特徴、技術的な特徴、学術的（建築史、土木史、産業史、港湾史など）価値の1つ以上に優れた点が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。 ・計画技術、保存技術、施工技術、環境技術など、都市発展や建築・土木に関連した技術の発展を示す建築物。 ・特に戦後建造物については、機能的、技術的、社会的な新たな試みで空間を構成した、革新的な建築物や特徴的な設計思想を顕著に示した建築物。個性と革新に大きな価値が置かれた設計によるもの。また横浜で先駆的に活動した設計者等による新たな試みのもの。
歴史的価値	<p>中近世から開港、震災復興期、第2次世界大戦終結まで、また戦後の都市発展の横浜の歴史を物語る特徴を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある一時代に造られ使用されたもので、その典型を示す建築物。 ・ほかと共有しがたいその地域が経験したもので、地域的な特色を明らかにする建築物。特に戦後建造物については、機能や立地が横浜の都市発展に関与してきた、都市発展史・文化史・生活史の視点からも顕著な役割をはたしたもの。また戦後に接收を受けた土地とその周辺地域などの地域史の視点からも特徴的なもの。
景観的価値	<p>連続する歴史的街並みや戦後に特徴的な街並みを構成、地域の歴史的景観を構成、地域のランドマーク的存在など1つ以上に該当する、もしくは文化的景観としての価値を有する、又は戦後建造物については、新たな活用により魅力的な景観を創出していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。 ・市民に愛されている、使い続けられているもので、親しく利用され続けている建築物。

これらの歴史資産は、横浜のまちづくりの上で以下のように大きな意義を持ち、一度失われると取り戻すことができない貴重な存在である。

- ① 都市生活に潤いや活力を与える存在である
- ② 地域特有のイメージや景観を象徴する存在である
- ③ 地域固有の歴史文化を継承する“都市の記憶”である

② 主な歴史資産

現在の横浜の都心部は、安政6年6月2日（1859年7月1日）の開港、そしてシルク等の貿易産業を中心に発展した。外国人居留地が置かれた関内・山手周辺では、港町として都市が形成されていく過程で近代建築や西洋館が多数建築されると共に、近代都市の急速な発展を支えるよう、外国人技師により海外由来の技術が導入され、上下水道やガス灯、鉄道などインフラストラクチャーが形成されていった。一方、広い横浜市域には、横浜ならではの「谷戸」の景観や、多数存在した農村漁村の生活・営みを今に伝える古民家や社寺建築があり、使われ方を変えながらも今に残っている。こうした建造物の多くが二度の被災（関東大震災、第二次世界大戦）により姿を消したが、今に残るものが歴史資産として往時の様子を物語り、まちに彩りを添えている。

■近代建築

現在の横浜都心部では、開港を機に日本人街と外国人居留地が設置され、アメリカ、欧米諸国、中国、インド等様々な国から外国人が集い、様々な文化の玄関口として隆盛を示した。居留地制度が明治32年（1899）に撤廃された後も、数多くの外国人が横浜に残って商売を行い、居を構えた。こうした過程で横浜には西洋の建築技術が流入し、物流機能や事務所、税関、銀行、官公庁、学校など様々な近代建築が建てられることとなった。震災・戦災により数多くの近代建築が失われたが、今に遺る建物は、横浜の都市発展の過程そのものを示す貴重な歴史資産である。

近代建築といっても形式は多岐にわたるが、とりわけ横浜都心部の近代建築は以下に大別することができる。

①ルネサンス・バロック様式に則るもの、②ロマネスク・ゴシック様式に則るもの、③アールデコスタイルのもの、④インターナショナルスタイル・モダニズムに連なるもの、である。①は震災前の開港記念会館から旧富士銀行等の銀行建築など多岐に亘る。②は横浜指路教会など教会や学校建築に見られる。③は幾何学模様を組み合わせた装飾やスクラッチタイル等が特徴で、横浜地方气象台などが挙げられる。④は慶應義塾大学（日吉）寄宿舍（南寮及び浴場棟）などが挙げられる。



旧富士銀行横浜支店



旧横浜生糸検査所附属生糸絹物専用
B号倉庫及びC号倉庫



旧東伏見邦英伯爵別邸（磯子貴賓館）

■西洋館

横浜に訪れた外国人が暮らす居留地が設置され、山手地区は西洋館が集まる華やかな住宅地となっていた。また、時代が進むにつれ山手以外にも外国人が住むようになり、市域の各地で西洋館が建てられた。明治期の建てられた西洋館はほとんどが関東大震災により倒壊したが、復興過程でも外国人が横浜に居を構えたことで、現在も山手を中心に市内各所で異国情緒を感じられる西洋館が現存する。

西洋館はその名の通り海外の建築様式を用いた住宅を指すことが多く、「近代建築」に含まれる場合もある。横浜の西洋館は現存する大半が震災後に建てられたものであり、同じく居留地が置かれた他の地のものと比較すると後の時代の建築が多い。このため、神戸や長崎などの異人館に対し比較的装飾が少なく合理的なスタイルが主である。その中でも、外観では上げ下げ窓やベイ・ウィンドウ、瓦屋根、下見板張りの外壁、内部空間では高さのある天井や暖炉など、そしてゆとりのある敷地・緑と一体となった空間構成等が特徴である。



ブラフ 18 番館



山手 133 番館

■古民家

横浜は開港以来、急速な都市発展を遂げてきたが、それ以前は、市域に農村・漁村が数多く点在し、港や東海道等を介して交易でつながっていた。明治期以降も郊外部には、古くから人々が集落を形成した谷戸が存在し、水田や田畑と民家が一体となって農村景観を形づくっていた。江戸時代から明治時代に伝統工法を用いて建てられた古民家は、横浜の原風景を伝える歴史資産であったが、昭和半ば頃から急激な都市化や暮らしの変化に伴い大きく数を減らした。

市内で現存している古民家の件数は多くはないが、関東最古級の関家住宅など茅葺の古民家がある。また、市の施策として古民家と周辺の樹林地や田畑を一体で公園として保全したり、公園内に移築保存したりするなど、公に開かれた古民家も現存している。



田邊家住宅（日吉の森庭園美術館）



中山恒三郎家（書院）

■近代和風建築

横浜の郊外部には、大正から昭和初期にかけて中・上流階級のための住宅地や別荘地が形成され、その時代に建てられた近代和風建築の住宅等が数多く現存している。材料・造りが良質で、格式高く、大きな庭木や生垣なども含めて横浜の郊外住宅地らしい景観を形成するうえで、貴重な歴史資産であるといえる。

近代和風建築とは、主に日本固有の伝統様式を引き継ぎつつ、明治時代以降に発達した近代的な技術・構法や意匠等の影響を受けて建てられた建物を指す。その特徴としては、①庭園と一体化した屋敷構え、②複雑な屋根の構成、③大規模で自由な平面と階高の高さ、④ガラス戸を多用した明るい空間、⑤良材を用いた技巧と装飾、⑥工業製品の使用などが挙げられる。

上記のような近代和風建築の住宅等のほか、横浜では玄関横に一間洋館を付けた近代和風住宅、いわゆる洋館付き住宅と呼ばれるものも数多く現存していることも特徴である。



旧市原重治郎邸



旧柳下家住宅

■神社・寺院

横浜は、明治維新まで市域の大部分は武蔵国に属し、北部には武蔵国六宮の杉山神社、南部には源頼朝や北条氏に関する社寺など、由緒ある社寺が数多く存在している。また、江戸時代には東海道の発展に伴って、神奈川宿・保土ヶ谷宿・戸塚宿を中心に多くの社寺が創建された。

市内には称名寺をはじめとした本山格の寺院が数社存在するほか、明治時代には曹洞宗大本山の総持寺が石川県から移転してくるなど、長い歴史を持つ社寺は貴重な地域資源となっている。



西方寺本堂

■土木産業遺構

横浜は開港を機に、国内ではいち早く欧米由来の技術が導入され、近代都市の基盤が整備された。明治5年（1872）には馬車道から県庁にかけてガス灯が灯り、明治20年（1887）には近代水道が創設されるなど、日本最初のインフラストラクチャーが整備された場所である。明治期から昭和初期にかけて造られた灯台、橋梁、護岸、擁壁、ガス灯、上下水道施設、鉄道施設等、多様な土木産業遺構が存在している。



打越橋

歴史資産における「土木産業遺構」は、一般的に昭和後期頃までは文化財的価値が認識されておらず、横浜市では歴史を生かしたまちづくり要綱制度の創設に際して、横浜の都市発展を象徴する土木産業遺構を対象に含めて、全国的にも早期から土木産業遺構の保全活用に取り組んできた。

横浜の土木産業遺構は、明治以降の近代技術の導入地として新たな技術系譜をつくりあげ、さらに関東大震災復興事業、戦災復興事業によってさらに都市の近代化を加速させた。これら先人の遺した貴重な土木産業遺構は、横浜らしい景観形成の重要な要素となっている。



旧平沼専蔵別邸亀甲積擁壁

【コラム】戦後建造物

戦後建造物とは、一般に第二次世界大戦後の日本の歩みを物語る近現代の建物を指し、建物用途は多岐にわたる。「歴史を生かしたまちづくり要綱」では、平成30年度（2018）の改訂により、歴史的建造物の条件として「建築後約50年を経過した建造物」と定め、戦後建造物も評価の対象として加えた。

横浜は、第二次世界大戦時には横浜大空襲によって市街地の大半が焼失し、終戦後、横浜の中心部や港湾施設等を広範囲に接収された。その後、大規模に復興事業が行われ、高度経済成長期には人口急増と都市生活の変化へ対応しつつ現代の都市基盤が築かれていった。復興事業による防火帯建築の建設や住宅供給、都市基盤整備等の過程で建てられた建造物、都市生活や横浜文化を物語る建造物など、戦後の歴史のあゆみを物語り特徴的な街並みや景観を創出している歴史資産が現存している。



旧横浜市庁舎

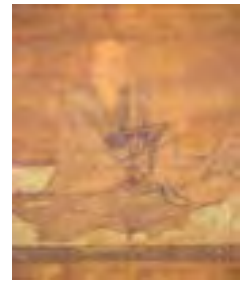


吉田町共同ビル

(3) 横浜の歴史に関わりのある主な人物

北条 実時 (1224～1276)

鎌倉時代中期の武将であり、鎌倉幕府の歴史を記した『吾妻鑑』の編纂者の一人としても知られている。晩年になり、六浦に寝殿造の別荘と称名寺を建立した。また、別荘から小さな丘を越えた谷に、勉学に利用した書物を保存するために文庫（後の金沢文庫）を造った。実時の死後、顕時・貞顕・貞将の三代にわたって受け継がれ、蔵書の充実がはかられた。



北条実時像
(国宝称名寺所蔵、
神奈川県立金沢文庫保管)

吉田 勘兵衛 (1611～1686)

慶長16年(1611)摂津国に生まれる。寛永11年(1634)に江戸に出て木材・石材商を営み、商才に富んだ吉田勘兵衛は江戸城普請工事へ参加するなど成功をおさめる。こうした中、後に吉田新田となる入海の開拓を幕府に申し出て許可を受けた。明暦2年(1656)に工事を開始したが、翌年の大雨により失敗に終わる。しかし、万治2年(1659)に再度工事に着手し、寛文7年(1667)に完成し、開発者の名前にちなみ吉田新田と命名された。現在の関外地区にあたる部分で、横浜発展の礎となった新田である。

荻部 清兵衛

慶長6年(1601)、初代荻部清兵衛が幕府から保土谷宿の本陣・名主・問屋の役を命ぜられ、明治初年まで11代にわたり代々の当主が清兵衛を名乗り、その職を務めていた。荻部家10代当主の荻部清兵衛は、初代横浜総年寄(現在の中区本町、南仲通、弁天通、海岸通)を命ぜられ、横浜港開港、横浜道の整備、今井川の改修などに大きな役割を果たした。

高島 嘉右衛門 (1832～1914)

天保3年(1832)、江戸の材木商の家に生まれる。幕末より明治にかけて建築請負業と材木商を営んだ横浜商人。東京ー横浜間の鉄道建設の際には、神奈川ー横浜間の海面を埋め立て、鉄道敷地として整備し、その埋め立てた土地は「高島町」と命名された。また、日本最初のガス灯を点灯することに尽力し、現在の本町小学校の位置にガス製造所を設けて、明治5年(1872)に日本最初のガス灯が点灯された。



高島嘉右衛門
(吞象高島嘉右衛門翁伝)

ヘンリー・スペンサー・パーマー (1838～1893)

イギリス陸軍の土木技師。横浜の水道計画を立案し、水道工事のいっさいを任せ、明治18年(1885)に工事着手、明治20年(1887)に日本最初の近代水道を横浜に完成させた。横浜築港計画では、オランダ人技師デリーケによる設計案とパーマーの設計案の2案が作られたが、政府によりパーマー案が採択された。パーマー案に沿って、大棧橋建設を中心とした横浜港修築第1期工事が明治22年(1889)9月に着工された。パーマーは設計監督として携わるも、工事半ばにして急逝した。



パーマー像
(野毛山公園)

リチャード・ヘンリー・ブラントン (1841～1901)

イギリス人土木技師。明治元年（1868）灯台築造の主任技師として来日し、日本各地に洋式灯台を建設した。横浜では、まちづくりに西欧の技術を導入し、実測図作成、下水道敷設、街路の舗装整備、鉄の橋（吉田橋）架設、横浜公園・日本大通りの設計など、居留地の都市基盤整備を行った。明治9年（1876）に帰国している。



ブラントン像
(横浜公園)

茂木 惣兵衛 (1827～1894)

文政10年（1827）、上州高崎の質商の家に生まれる。開港直後、横浜の雑貨商「野沢屋」に生糸売込み担当として入店。文久元年（1861）の野沢屋庄三郎の死をきっかけに、野沢屋の暖簾を継承して独立。横浜を代表する生糸売込商となり、明治9年（1876）には取扱生糸量が生糸売込商人中第1位となり、惣兵衛の存命中はほぼ維持された。明治になってからは横浜為替会社の設立に参加するなど金融業にも進出した。



茂木惣兵衛
(実業人偉伝)

原 善三郎 (1827～1899)

文政10年（1827）、武州渡良瀬村の農業を営む傍ら繭や生糸の取引を行う家に生まれる。文久2年（1862）に横浜で生糸売込商「亀屋」を開業し、横浜で一、二を争う商人に成長した。明治13年（1880）に横浜商法会議所を設立しその頭取に就任した。実業界での要職を経て、明治22年（1889）には市制が施行された横浜の市議会議員、初代市議会議長に選出された。明治25年（1892）には第一回衆議院議員選挙に当選した。横浜経済界のリーダーとして活躍した。



原善三郎

原 富太郎 (号：三溪) (1868～1939)

慶応4年（1868）、美濃国佐波村で生まれる。明治24年（1891）、原善三郎の孫娘屋寿と結婚して原家に入籍した。明治32年（1899）、善三郎の死去により家業を継ぎ、原商店を原合名会社に改組し、生糸貿易や製糸業など事業の拡大に努め、戦前の横浜財界の重鎮として知られた。明治39年（1906）には私邸三溪園を公開し、古建築を移築した。横浜興信銀行（現横浜銀行）の初代頭取などを務め、関東大震災後には横浜復興会、横浜貿易復興会の会長を務め、横浜の復興に尽力した。また、古美術品の収集や下村観山ら日本画家の支援を行い、自らも画筆を執った。茶人としても名を成し、近代三大茶人の一人として知られている。雅号は、三溪園がある三之谷の地名から「三溪」とした。



原富太郎
(横浜興信銀行三十年史)

4.文化財等の分布状況

(1) 横浜市の文化財等の状況

横浜市には、指定文化財建造物として、国指定 17 件、県指定 5 件、市指定 34 件、国登録 43 件、市登録 1 件（令和 5 年 12 月末現在）が所在している。建造物以外にも、無形、有形の文化財など、市内の文化財数は、総数 486 件である。

市内の文化財数の内訳一覧は、下記の通りである。

文化財数内訳一覧（令和 5 年 12 月末現在）

種類	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	計	
有形文化財	建造物	一般建造物	17	5	34	43	1	100
		石造建造物	0	1	6	0	2	9
	美術 工芸品	絵画	11	14	18	0	0	43
		彫刻	9	15	37	0	0	61
		工芸品	17	15	12	0	0	44
		書跡・典籍	17	2	11	0	0	30
		古文書	2	2	8	0	0	12
		考古資料	1	9	7	0	1	18
		歴史資料	5	0	6	0	4	15
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	1	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	2	6	0	13	21	
	無形の民俗文化財	0	4	9	0	3	16	
記念物	史跡	5	3	7	0	74	90	
	名勝地	2	0	1	3	0	6	
	動物、植物、地質鉱物	1	6	12	0	0	19	
選定保存技術		1	0	0	0	0	1	
計		89	78	174	46	98	486	

また、横浜市独自の歴史的建造物の保全活用制度として、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を昭和 63(1988) 年に横浜市文化財保護条例と同日制定している。専門家の調査を経て価値がある建造物を「登録」、特に価値が高いものを歴史的景観保全委員への意見聴取を踏まえ所有者同意の上で「認定」し、保全改修等への助成を行っており、その件数は下記の通りである。

横浜市登録歴史的建造物件数（令和 6 年 3 月末現在）

分類	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木遺構	戦後建造物	合計
件数	23	30	54	40	6	58	1	212

横浜市認定歴史的建造物件数（令和 6 年 3 月末現在）

分類	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木遺構	合計
件数	0	15	32	26	2	29	104

(2) 横浜市の文化財等の特徴

① 有形文化財

有形文化財は、本市の指定等文化財の約7割となる320件ある。種別では一般建造物が最も多く、旧横浜正金銀行本店本館、横浜市開港記念会館、旧横浜船渠株式会社第二号船渠、神奈川県庁舎等、江戸末期以降の近代の建造物が多数を占めていること、三溪園や總持寺に集中していることが特徴である。また、南関東で現存する最古級の関家住宅が古民家としては市内唯一の重要文化財となっている。

主要な街道の周辺や鎌倉に近接する地域の社寺には多くの絵画、彫刻、書跡・典籍等が残されており、鉦彫りが特徴的な弘明寺の十一面観音立像（重要文化財）や、金沢北条氏一門の菩提寺である称名寺に伝わる絹本著色北条実時像ほか3幅（国宝）などが挙げられる。考古資料では、埴輪の出土が注目された北門1号墳出土遺物一括、花見山遺跡縄文時代草創期出土品一式（いずれも市指定有形文化財）などがある。また、開港の地横浜の歴史を伝える文化財として、地蔵王菩薩坐像や地蔵王厨子（いずれも市指定有形文化財）がある他、船の修繕用に建設された旧横浜船渠株式会社第一号・第二号船渠（ドック）、海上に係留されている氷川丸と帆船日本丸（いずれも重要文化財）は、港横浜の景観を象徴する存在である。

② 民俗文化財

民俗文化財は37件で、市の指定・登録がほとんどを占めている（33件）。有形の民俗文化財は、荏田宿まねき看板（市指定有形民俗文化財）や金沢横町道標四基（市登録地域有形民俗文化財）など、街道に関するものの他、浦島太郎伝説関係資料（市登録地域有形民俗文化財）のように地域にゆかりのあるものがある。無形の民俗文化財は、「お馬流し」（県指定無形民俗文化財）、「祇園舟」（市指定無形民俗文化財）など海岸部に伝承される漁民の厄霊疫神放流の行事、「蛇も蚊も」のような悪疫放逐や豊作を祈念する行事がある。また、「牛込の獅子舞」・「鉄の獅子舞」（いずれも県指定無形民俗文化財）などの芸能、地蔵を順次家から家へと送る行事「鶴見川流域の廻り地蔵」・「下飯田の廻り地蔵」（いずれも市指定無形民俗文化財）などが現在に伝えられ、各地域で行われている。

③ 記念物

記念物は、114件所在しており、そのうち遺跡は89件と種別では2番目に多くなっている。国指定の史跡は、称名寺境内、三殿台遺跡、朝夷奈切通、大塚・歳勝土遺跡、旧横浜正金銀行本店、県指定の史跡は、市ヶ尾横穴古墳群、稲荷前古墳群等、市指定の史跡は、綱島古墳、茅ヶ崎城跡等、現在も訪れることができる場所が多くある。また、史跡89件のうち、8割以上が市登録史跡（74件）となっており、生麦事件碑、旗本笠原家の墓所など、様々な種類の旧跡等から本市の地域性を知ることができる。名勝は、三溪園、山手公園など、いずれも近代以降のものである。天然記念物は、動物が2件、植物が16件、地質鉱物が1件あり、ミヤコタナゴは、市内で唯一の国指定の天然記念物である。

④ 認定歴史的建造物

令和6年（2024）3月末時点で、登録歴史的建造物は212件、認定歴史的建造物は104件である。赤レンガ倉庫やクイーンの塔として知られる横浜税関本関庁舎、ホテルニューグランド本館といった近代建築、エリスマン邸や山手133番館のといった西洋館、木村家住宅主屋（旧円通寺客殿）や旧金子家住宅主屋などの古民家、第二代目横浜駅駅舎基礎遺構や護岸、橋梁などの土木遺産など、幅広い建造物が対象となっている。（なお、認定歴史的建造物は、指定等文化財を一部含む。）

(3) 国指定等文化財

① 重要文化財

横浜開港記念会館

横浜港開港 50 周年を記念して、大正 6 年（1917）に建てられた公会堂建築である。外壁には、赤レンガと花崗岩を縞模様に入れ、東南隅に時計塔、西南隅に八角ドーム、西北隅に角ドームをあげるなど、意匠をこらしている。関東大震災で屋根と内部を焼損したが、鉄筋コンクリートの柱梁をいれて復旧された。復旧時に復原されず失われていた屋根やドームは、昭和 63 年（1988）に建築当初の姿に復原された。



横浜市開港記念会館

旧内田家住宅（外交官の家）

明治から大正期にかけて活躍した外交官・内田^{さだつち}定槿氏の住宅として明治 43 年（1910）に建てられ、平成 9 年（1997）に渋谷区南平台から移築された。建物は木造二階建て塔屋付きで、天然スレート葺きの屋根、下見板の外壁が特徴となっている。設計は、アメリカ人建築家 J.M. ガーデナーで、代表作の一つである。



旧内田家住宅

② 史跡

称名寺境内

称名寺は、金沢山^{きんたくさん}称名寺。真言律宗、別格本山。金沢^{かねさわ}北条氏の菩提寺である。称名寺の創建年は明らかでないが、北条実時が六浦荘の居館内に阿弥陀三尊を祀った持仏堂から発展したものという。昭和 53 年度（1978）から 10 か年にわたって称名寺庭園・苑池の発掘調査と保存整備事業が行われ、「称名寺絵図」に基づいて昭和 60 年度（1985）に平橋、61 年度（1986）に反橋が復元され、翌年にかけて庭園の復元的整備が行われた。



称名寺境内

③ 名勝

山手公園

横浜開港に伴い設置された山手地区の外国人居留地において、横浜居留外国人自らの資金により開設した外国人専用の公園で、明治 3 年（1870）に開園した日本最初の西洋式公園である。日本で初めてテニスプレーされたテニス発祥の地としてもよく知られている。



山手公園

三溪園

三溪園は、生糸貿易や製糸業で財を成した実業家・原富太郎（号 三溪）が造営した日本庭園であり、明治 39 年（1906）に三溪の意向で私園を公開した。公開後も古建築の移築などを進め、園内には寺院建築、数寄屋建築などの多くの名建築があり、臨春閣など 10 棟が重要文化財、鶴翔閣など 3 棟が横浜市指定有形文化財に指定されている。関東大震災や戦災により被害を受け、昭和 28 年（1953）以降、原家から財団法人三溪園保勝会（現・公益財団法人三溪園保勝会）に段階的に寄贈され、復旧工事が行われた。昭和 33 年（1958）より、財団により一般公開されている。



三溪園

④ 登録有形文化財

西谷浄水場

横浜水道第二次拡張工事により造られた、水道施設遺構の一部である。濾過池整水室上屋は小規模な煉瓦造の建物で、3号棟、4号棟、7号棟、8号棟の4基が残されている。配水池浄水井上屋及び配水井上屋は八角形の煉瓦造の建物である。いずれの建物も、昭和 48 年（1973）の近代化工事により機能を失ったが、近代水道施設の遺構として貴重な存在である。



西谷浄水場

ジュラール水屋敷地下貯水槽

幕末から横浜に居留したフランス人ジュラールが経営した船舶給水業の施設で、明治 10 年代に造られた。兼営していたフランス瓦煉瓦製造工場の地下に築造され、谷戸の湧水を集めて貯水した。



ジュラール水屋敷地下貯水槽

(4) 県指定等文化財

① 建造物

旧横浜居留地 48 番館

モリソン商会の建物として明治 16 年（1883）に建てられた建物の遺構で、横浜最古の洋風建築物とされている。関東大震災で甚大な被害を受け、当初の二階建てが平屋となり、平面規模も 6 割に縮小されている。北側主入口のアーチ上部に創建時とみなされるキーストーンが置かれている。



旧横浜居留地 48 番館

神奈川県立図書館・音楽堂

神奈川県立図書館・音楽堂は、近代建築の巨匠として世界的に知られるル・コルビジエに師事した前川國男が手がけたモダニズム建築の最初期の代表作である。図書館は、中央書庫式を採用するなど、全国に建設された図書館建築に置ける一つの規範となっている。また、水之江忠臣氏がデザインした閲覧用の椅子も名作椅子として名高い。音楽堂は、ホール内部に木材を用いて極めて優れた音響効果を実現するなど、コンサート専門ホールとして建設された。



神奈川県立図書館・音楽堂

② 史跡

市ヶ尾横穴古墳群

市ヶ尾横穴古墳群は、6 世紀後半から 7 世紀後半にかけて、作られた A 群 12 基・B 群 7 基の計 19 基の横穴墓からなっている。前庭部と呼ばれる横穴墓の入口前の広場部分から刀・土器類などの遺物が発見され、死者を祀る何らかの儀式が行われていたと考えられる。また、各横穴墓の内部の構造には各種の形式が見られ、時代とともに次第に変化していった様子がうかがえる。



市ヶ尾横穴古墳群

(5) 市指定等文化財

① 建造物

横浜開港資料館旧館 [旧横浜英国総領事館]

関東大震災で倒壊してしまった初代建物の復興として、昭和6年(1931)に建てられ、昭和47年(1972)まで英国総領事館として長らく使用されていた。ジョージアンスタイルのデザインで、正面玄関のヴォールト天井、コリント式の円柱など特徴的な装飾がみられる。敷地の中庭に立つ玉楠と呼ばれる大きなタブノキの近くで、日米和親条約が結ばれたという歴史的な場所でもある。



横浜開港資料館旧館

横浜市大倉山記念館 [旧大倉精神文化研究所本館]

横浜市大倉山記念館は、実業家の大倉邦彦氏が創設した「大倉精神文化研究所」の本館として昭和7年(1932)に建てられた。設計者の長野宇平治は、大倉氏が掲げる「東西文化の融合」に深く共鳴し、古代ギリシャ時代以前のプレ・ヘレニック様式と東洋の意匠の両方を取り入れ、独特の様式美をもった建物を設計した。昭和56年(1981)に横浜市に寄贈され、昭和59年(1984)から一般公開している。



横浜市大倉山記念館

旧横溝家住宅

獅子ヶ谷村の名主を務めた横溝氏の屋敷で、江戸末期から明治時代中期にかけて建てられた主屋、蚕小屋、穀蔵、文庫蔵、表門の5棟が残され、その屋敷構えが江戸時代の農村生活の原風景を残している。昭和61年度(1986)に寄贈され、横浜市指定有形文化財の第1号として昭和63年(1988)に指定された。現在は、横浜市農村生活館みその公園「横溝屋敷」として一般公開されている。



旧横溝家住宅 (主屋)

岩田家住宅

岩田家住宅は大正元年(1912)頃に建築された外国人向け住宅で、関東大震災前の洋館としては横浜に現存するほぼ唯一の遺構である。洋館としては素朴で簡素な意匠だが、ベイウィンドウや塔屋など洋館らしい要素をもつ。関東大震災前の横浜の外国人居住地に建つ中小規模洋館の一典型とも考えられ、高い歴史的価値を持つとして、令和4年(2022)に横浜市指定有形文化財に指定された。



岩田家住宅

(6) 主な未指定文化財（市認定歴史的建造物）

赤レンガ倉庫

税関埠頭（現在の新港埠頭）の建設を行った横浜港第2期築港工事に伴い、保税倉庫として建設された。明治44年（1911）に2号倉庫、大正2年（1913）に1号倉庫が竣工している。当初は両方とも同規模であったが、関東大震災で1号倉庫が被災し、修復工事により現在みられる半分の規模となった。当時の最先端技術を使い、鉄と煉瓦を組み合わせた構造で、港ヨコハマを代表する建築として特に著名である。



赤レンガ倉庫
(写真は2号倉庫)

インペリアルビル

旧外国人居留地に位置し、外国人専用の長期滞在型アパートメントホテルとして昭和5年(1930)に建てられた。昭和初期に横浜で活躍した建築家、川崎鉄三が設計している。当時最先端であったインターナショナルスタイルを試みており、カーテンウォールの先駆的事例としても評価されている。



インペリアルビル

ベーリック・ホール

フィンランド名誉領事も務めた貿易商B.R. ベーリック氏の邸宅として、昭和5年（1930）に建てられた。現存する山手の西洋館の中で最大規模を持つスパニッシュスタイルの建物である。横浜にゆかりのあるアメリカ人建築家J.H. モーガンの設計で、山手111番館、横浜山手聖公会、外国人墓地正門、旧根岸競馬場一等馬見所等、山手地区周辺に多く現存している作品の一つである。



ベーリック・ホール

長屋門公園

長屋門公園の歴体験ゾーンは、明治20年（1887）に建てられた旧大岡家長屋門と泉区和泉町から移築した江戸中期後半築と推定される旧安西家住宅主屋を中心として、公園として整備され公開されている。平成5年(1993)の開園以来、地域住民が中心となって組織した「長屋門公園歴史体験ゾーン運営委員会」によって管理運営され、季節の行事やイベント等が行われて市民に親しまれている。



長屋門公園
(写真は旧大岡家長屋門)

旧横浜外防波堤北灯台及び南灯台

横浜外防波堤と本灯台は、大正末期から再開された横浜港の第3期拡張工事の中で整備されたもので、外防波堤の整備は昭和18年度（1943）に完成し、本灯台は昭和10年（1935）4月10日に建造、初点灯した。平成31年（2019）3月20日、本灯台は必要性の低下した光波標識として廃止、消灯されたが、横浜港を代表する歴史的にも貴重な港のシンボルとして保全されている。



旧横浜外防波堤北灯台及び南灯台

(7) 特産品・工芸品・料理等

① 特産品

浜なし

「浜なし」とはナシの品種名ではなく、横浜市内で生産されたナシのブランド名である。横浜でのナシづくりは、昭和 20 年代頃から始まった。その後、昭和 40 年代より観光果樹園造成事業が実施され、昭和 56 年（1981）から始まった横浜市観光農業振興事業により、ナシ園づくりが市内全体に広がり現在に至っている。「浜なし」は、スーパーや青果店にはほとんど出回らず、ほぼ全数を庭先などでの直売で販売しており、樹の上で完熟させた収穫してすぐの新鮮な果実を味わうことができると人気になっている。



浜なし

② 工芸品

横浜家具

文久 3 年（1863）、英国人ゴールマンが馬具職人・原安造に椅子の修理を依頼したことから横浜での西洋風の家具製造が始まった。日本の伝統的な木工技術や道具を使い、西洋のデザインを融合させた横浜家具が誕生した。現在では、横浜家具製作の職人は減少し、限られた職人のみが修復・復元に携わっている。横浜家具は、山手西洋館などで展示され、往時の室内空間や生活の雰囲気再現されている。



横浜家具

横浜スカーフ

明治期、横浜港からの生糸と共に絹製品も輸出され、手巾・鼻拭（ハンカチーフ）の捺染・刺繍技術が発達し、刺繍ハンカチ・紙型捺染・木版捺染の絹のハンカチーフは地場産業として発展した。大正末期頃の紗張り捺染の発達により長い生地への染色を可能とし、昭和に入るとスクリーン捺染された横浜スカーフが輸出されるようになった。その後、世界恐慌や第二次世界大戦の影響を大きく受けて一時衰退するが、昭和 30 年代には海外のハイブランドのスカーフを委託生産するようになる。昭和後期以降衰退してしまっただが、現在も伝統ある横浜スカーフ産業を支える団体が活動している。



横浜スカーフ

③ 料理等

牛鍋

牛鍋とは、鉄鍋に味噌や醤油、割り下などで牛肉と野菜を煮込んだ鍋料理である。横浜港開港以降、居留地の外国人によって肉食文化が持ち込まれ、幕末から明治にかけて日本人が食べやすい味付けで牛鍋を提供する店が増えることで牛肉を食する文化が広まっていった。現在では、明治期に創業した三軒が営業を続け、牛鍋を提供している。

発祥グルメ

横浜は、開港以来様々な西洋文化がもたらされ、横浜発祥とされる料理も数多くある。

アイスクリームは、明治2年（1869）6月に、町田房造が「氷水店」を開き、氷とアイスクリーム「あいすくりん」を販売したものが日本での発祥とされている。

ホテルニューグランドでは、初代総料理長サリー・ワイルがシーフードドリアを考案、二代目総料理長入江茂忠がスパゲッティナポリタンを考案して提供した。また、接待時にはプリン・ア・ラ・モードが考案され、これらの料理は全国の定番料理として広まるとともに、現在でもホテルニューグランド本館1階コーヒーハウス ザ・カフェでその味を楽しむことができる。



牛鍋（写真提供：太田なわのれん）



ホテルニューグランド発祥グルメ

2章 歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針

1. 歴史を生かしたまちづくりの経緯

昭和63年(1988)の「歴史を生かしたまちづくり要綱」施行から、横浜市の歴史を生かしたまちづくりが開始されたが、歴史資産の保全活用の取組は、それ以前から行われてきた。横浜市で都市デザイン活動が始まった1960年代頃、東京、京都、小樽など全国で、都市開発に伴い、歴史的建造物の滅失が目立つようになり、街並み保存の課題が生じていた。横浜は、二度の被災を受け、またその後の東京のベッドタウン化の影響を受け、これら歴史的建造物が減少していった。こうした状況下で、地域の代表的な建造物の保全に向けた取組が開始された。



赤レンガ倉庫…横浜市認定歴史的建造物(平成14年(2002))。元は国の保税倉庫であったが平成14年(2002)に横浜市へ移管され、みなとみらい21新港地区で文化・商業施設として開業した。



旧英国七番館(戸田平和記念館)…横浜市認定歴史的建造物(平成13年(2001))。震災前から残る希少なレンガの商社建築。昭和50年代、同地での開発計画に合わせ所有者と協議を行い、新築建物をセットバックし当建造物の正面1スパン分を保存する計画となった。

しかし、建造物の減少傾向は止まらず総合的な対応が必要であったことから、'70年代後半～'80年代前半にかけて、全市の歴史的建造物の悉皆調査(全数調査)を実施した。これにより横浜の歴史資産として近代建築・西洋館・古民家・社寺・土木産業遺構など多様な存在が発見されると共に、山手・日本大通り・新港地区など建造物が群として集積する地区が認識され、同時に保全活用・普及啓発等を総合的に行う体制が必要であると認識された。そして、横浜市では、歴史的な価値を担保する文化財的な「保存」と、価値をまちづくりの中で活かす「保全活用」の両輪で、歴史を生かしたまちづくりを推進することを目指し、昭和63年(1988)に「横浜市文化財保護条例」「歴史を生かしたまちづくり要綱」を同日施行した。また、これらと併せて、専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るための「歴史的景観保全委員」、横浜市内の歴史的資産の調査研究や保全活用の推進を担う民間団体として「横浜市歴史的資産調査会(現・横浜歴史資産調査会)」を立ち上げ、総合的に歴史を生かしたまちづくりを推進する体制を構築した。要綱策定後、建造物の価値や個別の状況に応じた登録・認定、文化財登録・指定や、民間の歴史的建造物所有者に対する助成等を通じた、歴史資産の保全活用を推進してきた。

横浜市の歴史を生かしたまちづくりの取組の特徴として、歴史的建造物の保全においては、所有者の実情に寄り添い「全部保全（現地又は移築）」、「部分保全」、「復元」、「部材活用（転用等）」といった様々な残し方を組み合わせていることが挙げられる。歴史を生かしたまちづくり要綱による最初の認定を行った歴史的建造物の「旧川崎銀行横浜支店」では、建て替え計画に際し、所有者と保存を望む地元・学会等を含めた関係者協議を行い、高度利用と保全を両立した。現在に至るまで、都市計画手法との連携や公園制度との連携など、様々な手法で歴史的建造物の保全を推進している。平成 25 年（2013）には、歴史的建造物の転用に際しての建築基準法の適用除外を可能とするよう「特定景観形成歴史的建造物」制度を新設した。



旧川崎銀行横浜支店…横浜市認定歴史的建造物（平成元年（1989））。昭和 60 年代に老朽化により建て替え計画が報じられたが、保存を惜しむ声が大きく、協議により土地の高度利用と保全を両立した。外壁ファサードには当初材の石材が再利用されている。



旧藤本家住宅主屋…横浜市認定歴史的建造物（平成 4 年（2002））、特定景観形成歴史的建造物（平成 28 年（2016））。建築基準法の適用除外により茅葺屋根の保全を図っている。写真は、復元に際しての揚屋工事。

歴史資産の保全と同時に、これらを都市の個性・魅力として活かしていく取組を積極的に推進してきた。現在の JR 桜木町駅から山手地区にかけては、鉄道路線を活用したプロムナードの自動車道や山下臨港線プロムナード、文化・商業施設として再生された赤レンガ倉庫、旧横浜船渠株式会社の石造ドック、震災時の瓦礫を埋め立ててつくられた山下公園など、数々の歴史資産を通過する歩行者ルートの「開港の道」を展開している。日本大通り地区では、歴史資産の活用とオープンカフェ等による賑わい形成、山手地区では、複数の西洋館の公開活用を実施している。郊外では、古民家を活用した「長屋門公園」など歴史資産を広く公開する取組を実施しているほか、神奈川・保土ヶ谷・金沢では、歴史を生かしたプロムナードである「歴史の道」整備を行っている。また、2000 年代に入ってから、都心部の近代建築の滅失やオフィス空室率等の課題を受け、芸術や文化のもつ創造性をまちづくりに生かす「文化芸術創造都市施策」を展開してきている。平成 28 年度（2016）には、歴史的建造物の利活用を推進するために、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を改正し、外観保全に加えて、内装や設備に対するリノベーション助成の制度を新設した。



汽船道…新港ふ頭と現・桜木町駅（旧・横浜駅）を結ぶ貨物鉄道路線を生かしたプロムナード。平成9（1997）年完成。三つの橋梁及び二つの島の護岸が歴史的建造物として認定されている。プロムナード中の鉄道路線は当初から保全されているもの。



長屋門公園…長屋門が残っていた旧大岡家の敷地を市が借り受け整備し、平成5年（1993）開園。同地に旧安西家の住宅主屋を移築復元し、二つの古民家を持つ公園となった。運営委員会により管理・運営され、季節の行事等で親しまれる。

また、広報普及や調査研究の取組も継続的に行っている。’80年代後半には全国に先駆け歴史資産の新たな魅力を浮かび上がらせる「ライトアップ・ヨコハマ」を実施し、その後も景観計画等に盛り込むことで、歴史的建造物のライトアップを推進している。また、広報誌「都市の記憶」や「横濱新聞」の発行、セミナー、案内サインの整備などを継続的に行いながら普及啓発を推進している。



歴史を生かしたまちづくり横濱新聞…平成元年（1989）より発行している広報誌。現在は年一回程度発行しており、最新は第38号。



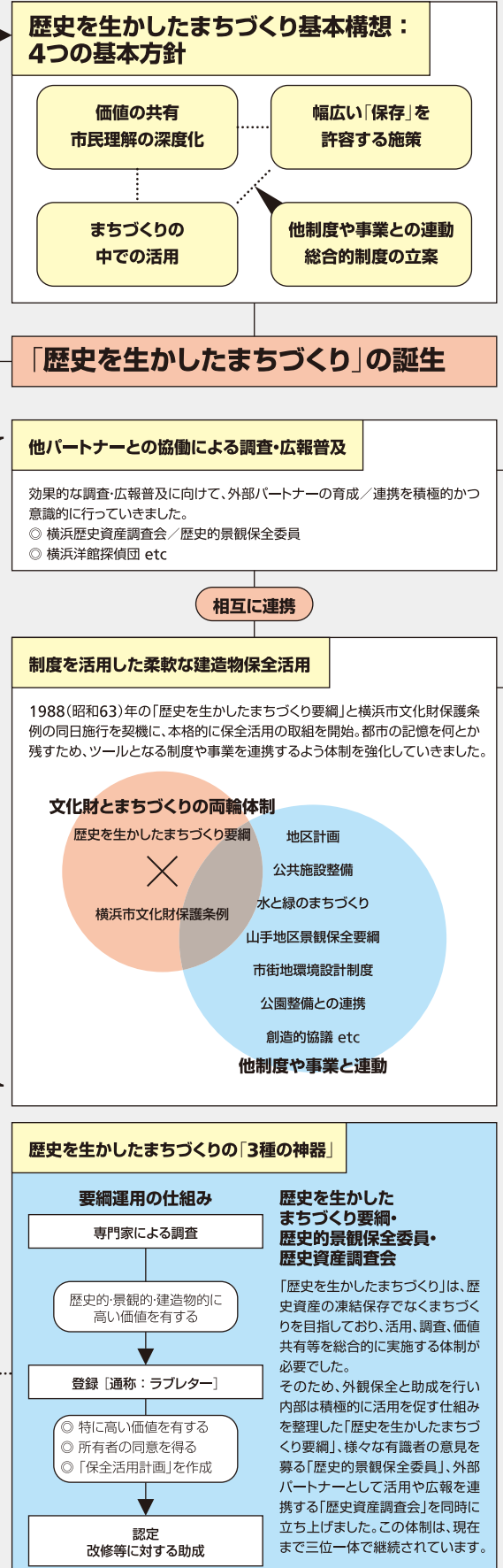
歴史を生かしたまちづくりセミナー…外部講師を招き、横浜の歴史文化を深掘していく市民向けのセミナー。平成元年（1989）より年一回程度開催している。

歴史を生かしたまちづくりの展開

「歴史を生かしたまちづくり」は、横浜の歴史を象徴する建造物を資産として捉え、まちの個性・魅力に転じていくことを目指しています。都市デザイン活動初期は、点的な資産の活用のみでしたが、全市的な調査を行い、保全と活用・広報普及を一体で行う体制を整えました。残すことが難しい建造物を何とか残してもらい価値を高めていく取組を継続し、「都市の記憶」を紡いでいます。

初期の取組から体制作りへ向けた調査まで

歴史を生かしたまちづくりの体制づくり



歴史を生かしたまちづくりの展開

第二次世界大戦以降の
建造物の評価が見直され始める

歴史的建造物の調査

歴史資産台帳登録調査

歴史文化の広報普及

広報媒体の作成
◎ 歴史を生かしたまちづくり横浜新聞◎「都市の記憶」
歴史を生かしたまちづくりセミナー
ライトアップ・ヨコハマ

継続することで
価値の共有を広げていく

戦後建造物の評価検討

旧横浜市庁舎等のモダニズム建築など、戦後建造物の評価見直しを行っています。



都橋商店街ビルの登録

防火帯建築を活かす「芸術不動産」への展開

歴史的建造物の保全活用

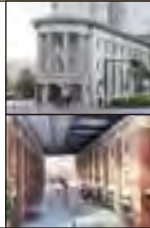


都心部の近代建築保全



旧川崎銀行横浜支店
協議により保全の道を探る
所有者・専門家・市で協議を行い、外壁を残し機能更新を行いました。

「都市の記憶」を紡ぐ
都心部の近代建築は横浜の都市形成・復興の象徴。単体保全の支援のみならず、建物買上げや復元調整等、あらゆる手段を講じて保全活用を進めています。



市街地環境設計制度との連携

ホテルニューグランド / ストロンギビル etc

銀行建築の保全活用
日本大通りの建造物保全
北仲通地区の建造物保全活用

山手地区景観保全要綱

教会「山手聖公会等」
西洋館「エリスマン邸等」

山手地区の歴史を生かしたまちづくり



公園での公開西洋館の取組
西洋館を市民に開く
市所有の西洋館7館を公開。指定管理者と連携し、一体で山手の魅力を伝えています。

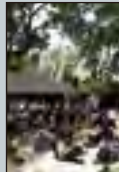
一体の「山手らしさ」を守る
山手地区には西洋館、教会、学校、公園、擁壁など旧居留地時代を偲ばせる建物やコミュニティが残ります。これらを官民で守り育てる取組を継続しています。



郊外部へ展開

西洋館・洋館付き住宅保全

郊外部の古民家等の保全活用



長屋門公園
2つの古民家を公園として活用
古民家に囲まれた歴史体験ゾーンを作り市民団体等と連携し魅力を伝えます。

港だけでは無い
横浜のルーツを今に伝える
市内に点在する古民家や周辺環境はかつての農村や湊の姿を偲ばせるものであり、保全の取組を進めています。



土木産業遺構の保全活用



汽船道と第一～三号橋梁保全
土木遺構を市民の場に転換
鉄道路線と橋を保全しプロムナードとして再構成を行いました。

「横浜の形成基盤」の痕跡を残す
鉄道、ガス灯、水道、灯台など土木遺構は横浜都市形成の礎となった歴史資産として、全国に先駆け保全活用を進めました。



創造都市施策への展開

歴史的建造物の創造界隈拠点としての活用

空室率の上昇、歴史資産の喪失等を受け、歴史的建造物と文化・芸術実験事業を掛け合わせ、都心の魅力強化を目指しました。旧第一銀行や旧富士銀行の活用事業を起点に、創造都市施策を展開しています。



保全から活用に向けた潮流

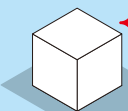
- ◎ 建物の維持管理の負担が増え、認定解除となる案件が出現
- ◎ まちの魅力向上のため建造物の活用需要増加

残したものをいかに使っていくか？
が求められる

新たな展開の模索

歴史的建造物活用は法的・コスト的に高いハードルがあり、その維持自体も税金や改修費の高騰、技術者の減少等からも益々厳しさを増しています。この傾向の加速を受け、2013年度には対応すべき課題と方向性をまとめ「歴史を生かしたまちづくり」の推進について」を発表し、特定景観形成歴史的建造物やリノベーション助成制度を導入しました。今後は、点から面的な歴史的環境の保全活用への展開、建物の保全活用へのきめ細やかな対応や、より創造的な活用の在り方の模索が求められます。

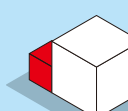
取り組みの継続により、建造物保全の在り方は多様化してきました。



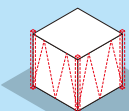
全館保全



用途変更



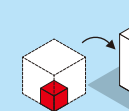
増築



改修・補強

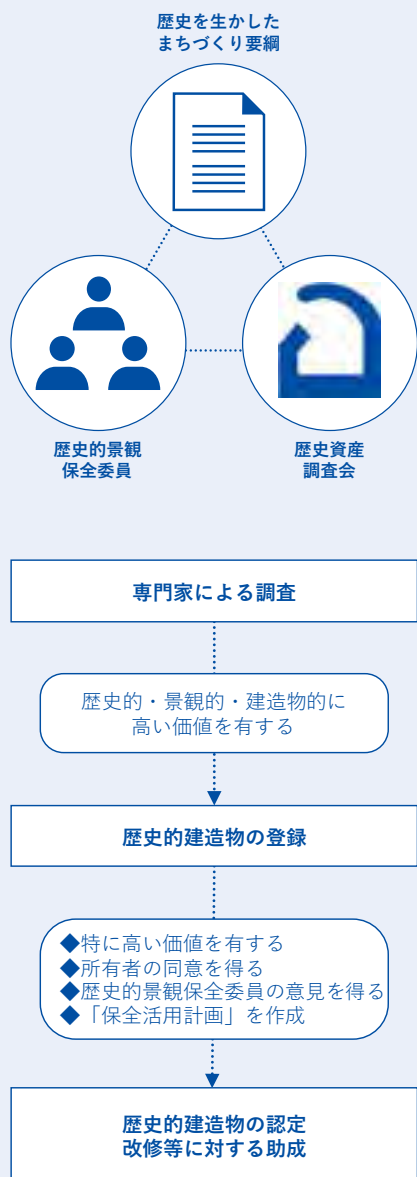


一部保全



転用

[コラム] 歴史を生かしたまちづくり要綱・歴史的景観保全委員・歴史資産調査会



高度経済成長期の歴史資産の滅失の加速と保全運動の機運の高まりを受け、横浜市では全市の歴史的建造物の悉皆調査を実施し、それに基づき昭和 58 年（1983）に「歴史を生かしたまちづくり基本構想」をまとめた。この中で（1）価値の共有や市民理解の深度化、（2）幅広い「保存」を許容する施策、（3）まちづくりの中での活用、（4）他制度や事業との連動・総合的制度の立案、の四つの基本方針が示されている。これを可能とするための体制づくりとして昭和 63 年（1988）、保全活用を推進する制度の「歴史を生かしたまちづくり要綱」、有識者の意見を施策に反映するための「歴史的景観保全委員」、外部パートナーとして調査や普及啓発を推進する「歴史資産調査会」を同時に立ち上げた。この三つが一体となった体制は歴史を生かしたまちづくりの重要な基盤として現在も引き継がれている。

歴史を生かしたまちづくり要綱は、建造物の凍結的な「保存」ではなくまちづくりの中で生きた「保全」を推進する独自制度として制定された。「所有者の実情に沿った柔軟で弾力的な保全活用」を信条に、保全の対象を外観とし内部は積極的な活用を目指すことが特徴。要綱の中では歴史的建造物の登録・認定、歴史的景観地区の指定、助成制度、歴史的景観保全委員について定めている。この運用として、専門家の調査を経て価値がある建造物を「登録」、特に価値が高いものを歴史的景観保全委員への意見聴取を踏まえ所有者同意の上で「認定」し、保全改修等への助成を行っている。

「歴史資産調査会」は、市内の歴史資産の調査研究や保全活用を目的に設立された民間団体である。横浜開港 150 周年の平成 21 年（2009）に一般社団法人化、平成 25 年（2013）に公益社団法人となった。歴史資産の調査研究を行うとともに、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」の開催や「歴史を生かしたまちづくり新聞」等の広報誌の編集発行等を市と連携し実施している。また、公益社団法人化以降は、実際の歴史資産の取得・保存等も領域として手掛け始めている。

歴史的景観保全委員は、専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るために設置された。本委員は独任制であり、歴史的建造物に関する評価や助言、要綱の運用に関する意見等を行っている。また、重要な案件には専門部会を設置し複数の有識者が連携することで対応しており、これまで「旧横浜船渠第 2 号ドック」「横浜第 2 合同庁舎」「旧横浜銀行本店別館」等の保全活用手法検討にあたり部会が設立された。

2. 歴史を生かしたまちづくりの課題

(1) 歴史文化に係る情報公開や接点の不足

歴史を生かしたまちづくりの推進にあたり、情報が市民や来街者の間で共有され、一人ひとりが歴史資産を「自分たちのまちの財産である」と感じられる土壌が重要である。しかし、歴史資産の概要や分布などの情報や、それらの魅力を実際に体感できる機会は不足しており、機運の醸成には至っていない。

また、都心部の開港・外国人居留地等に関連する建造物は高く認知されている一方、郊外の歴史資産、特に古民家・社寺や東海道の宿場に関連するまちなみなどは認知度が低い。今後は、より広い層の方々が歴史文化に係る情報にアクセスしやすく、更に身近な存在として愛着を感じられるための接点を作っていく必要がある。

(2) 増加する歴史的建造物の候補への対応

本市ではこれまでの歴史を生かしたまちづくりの取組の中で、歴史を生かしたまちづくり要綱や文化財・景観関連の制度により近代建築、西洋館、古民家、社寺、土木産業遺構などを認定・指定等し、保全活用を推進してきた。歴史的建造物の候補となる建造物は、築造後概ね50年を経過していることが前提となるが、事業開始から40年弱が経過したことでこの対象が増加している。しかし、これらの保全活用の在り方は総合的な検討が行われておらず、中でも本市では横浜大空襲以降に築造された建造物に対して制度適用が行われているものは一件に留まっている。そこで、時代の更新に伴い増加する歴史的建造物の候補について、保全活用の在り方を検討していく必要がある。

(3) 歴史資産の維持・継承に係る負担

歴史資産は、建物・設備等の劣化対応や外構の維持、大規模修繕や耐震対策など、日常的に特殊な工事が必要である。また、中には地価が高い地区に分布するものや、広い敷地を抱えているものも多く、多額の相続税・固定資産税がかかり滅失の危機にさらされる事例も多い。近年の工事費高騰の影響もあり、負担は増加傾向にある。

(4) 歴史資産の活用に係るハードル

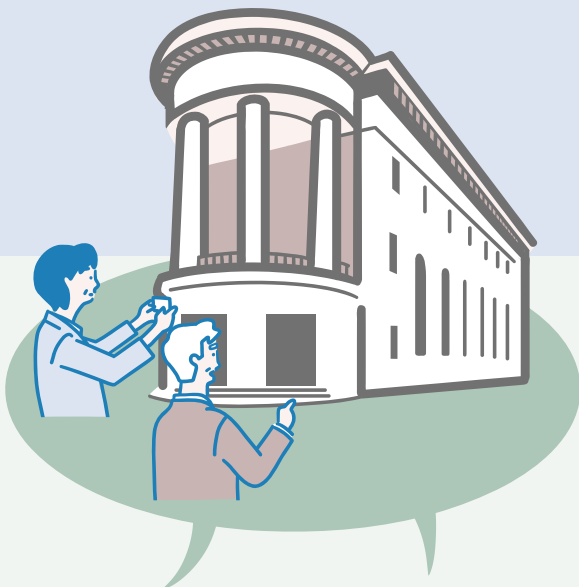
所有者が歴史資産の活用を検討する際、資産の価値を残しながら、改修を加えていくには、高度な専門的知識を必要とするが、設計者や施工業者など、専門家や相談できる相手がいなかったりといった課題を抱える所有者が多い。そのため、所有者、活用事業者、設計者、施工業者、有識者など、様々な専門家が相互の信頼のもとに連携し、協働する体制をつくることが求められている。

また、歴史的建造物は、長い年月を経ているため、現代の生活様式や仕様に合っていないため、バリアフリー対応や設備更新等が必要となる。その際、建築基準法等への法適合が課題となることが多く、行政は、歴史資産の活用促進に向けて、これらのハードルを越えるための技術的支援をすることが求められる。

3. 歴史を生かしたまちづくりの理念と方針

施策1

歴史資産の調査と
情報共有



施策3

新たな「歴史資産」の
保全活用の検討



施策2

歴史文化との
タッチポイントづくり

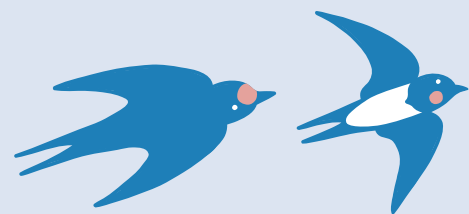


方針1

横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

基本理念

旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち



施策2

歴史資産の活用促進

施策1

保全・継承に向けた支援



方針2

歴史的建造物の継承と活用の促進

理念：旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち



方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

方針2：歴史的建造物の継承と活用の促進

横浜は、これまで最先端の新しい文化や技術を大胆に取り入れて発展してきたまちであり、その気質は「進取の気質」と呼ばれる。一方、歴史の積み重ねを失わせるのではなく、敬意を持って保全活用しながら、時代に合わせたまちづくりを推進してきた。こうして形成してきたまちの景観や活動は、都市開発と一体となった近代建築や、市民活動の場となっている古民家など、地域によって多様な表情をつくってきた。

「旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち」の理念のもと、市民や来街者が、横浜の歴史資産やその背景について知り、その魅力を様々な面から体感できるよう、歴史資産との多様な接点を作り、歴史文化に係る機運醸成やシビックプライドの向上を図っていく（方針1）。

また、歴史資産を適切に保全することで、後世へ確実に継承するとともに、その活用を促進することで、歴史資産が各地域の核となり、まちに奥行きと魅力をもたらす存在となることを目指す（方針2）。

横浜らしさに市民や来街者などが触れ体感し、価値を認識することで、歴史資産が適切に継承・活用され、さらに人々の活動や交流が生まれる好循環を目指していく。

4.各方針に基づく施策

3で掲げた方針に基づき、今後10年間で重点的に取り組む施策を以下に示す。

方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

施策① 歴史資産の調査と情報共有

横浜は市域全体に歴史資産が存在するが、個々の保存状況や、評価の対象は、年月の経過に伴って変化していく。このため、その時々状況を把握するため、定期的に市内の歴史資産の全数調査を実施する。さらに、確認した個別具体の歴史資産について、詳細な調査や価値づけを推進する。

また、把握した歴史資産に係る情報について、市民や来街者などが簡単にアクセスできるよう、ホームページなどで積極的な情報公開に努める。加えて、横浜市ふるさと歴史財団などの様々な団体や有識者と連携し、積極的に解説展示や講義等を行うことで、効果的な情報共有を推進する。

【関連する事業】

- ・歴史的建造物の全数調査事業
- ・山手に関する資料収集・普及啓発事業
- ・横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり

歴史的建造物の公開に加え、歴史的建造物での音楽や芸術イベントなど活動の場とする取組、歴史的建造物を公園と一体で整備する取組、まち中の地図・案内サインの整備などの周辺環境整備を行い、歴史資産に実際に触れて体感できる機会を創出する。

また、ホームページやSNSのほか、電子媒体や書籍など、様々なメディアを活用したPRを推進し、さらに、まちづくり会議などを通じ、人々がまちの歴史資産について議論・交流する機会を創出することにより、幅広い世代が愛着を持てるよう、普及啓発を検討・実施する。

【関連する事業】

- ・港の見える丘公園拡張整備事業
- ・山手西洋館公開活用事業
- ・景観形成推進事業（山手地区）
- ・創造都市施策での歴史的建造物活用事業
- ・日本大通りの賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（関内地区）
- ・赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
- ・歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- ・ガーデンネックレス横浜事業
- ・歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業
- ・開港5都市景観まちづくり会議事業
- ・山手に関する資料収集・普及啓発事業
- ・横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

施策③ 新たな「歴史資産」の保全活用の検討

「歴史を生かしたまちづくり」の対象としている歴史的建造物は、築造後概ね 50 年を経たものとしているが、年月を重ね、対象が増加していく中、今後は、モダニズム建築、防火帯建築、近代住宅建築など、横浜大空襲以降の都市発展の系譜を顕著に物語る歴史資産について、価値や保全活用の在り方を総合的に検討する。

【関連する事業】

- ・新たな歴史資産の保全活用検討事業
- ・歴史資産に係る制度運用事業
- ・歴史資産の活用促進事業

方針 2：歴史資産の継承と活用の促進

施策④ 保全・継承に向けた支援

歴史資産の維持管理に係る費用や税負担など、多くの所有者負担への対応や、所有者・行政・地域・専門家等が協力しあい、歴史資産を引き継いでいく仕組が求められる。

そこで、これまで実施してきた歴史資産の認定・指定等や、助成支援を引き続き実施することに加え、税制優遇措置や国費導入等、専門的な技術者を派遣する仕組の創設など、支援の拡充を図る。

【関連する事業】

- ・岩田家住宅移築整備事業
- ・山手聖公会保全修復事業
- ・山手 26 番館保全修復事業
- ・横浜指路教会耐震整備事業
- ・三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- ・三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・鶴翔閣保存修理事業
- ・旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業
- ・歴史資産に係る制度運用事業
- ・新たな歴史資産の保全活用検討事業

施策⑤ 歴史資産の活用促進

歴史資産の価値を活かしつつ、改修を加えることで建造物に新しい価値を加え、市民や来街者がその価値を実感できるようにすることは、歴史を生かしたまちづくりを継続する上で、大きな意義を持つ。また、建物を使い続けること自体が、歴史資産を維持保全するうえでも、非常に有効である。

そこで、建造物の活用に係る所有者と事業者等とのマッチング、建築基準法適用除外制度の活用サポート、リノベーション助成の実施など、様々な支援を通じ、歴史資産の活用を促進する。

【関連する事業】

- ・歴史資産の活用促進事業（マッチング支援、建築基準法適用除外制度の運用、リノベーション助成）